

ICCLC NEWS

公益財団法人国際民商事法センター
第 80 号 2021 年 11 月

HEADLINE

本号では、当財団が法務省法務総合研究所、慶應義塾大学大学院法務研究科、名古屋大学大学院法学研究科・法政国際教育協力研究センター等と共催して毎年実施している法整備支援連携企画の内の一つである、慶應義塾大学大学院法務研究科が主催して開催しました「法整備支援シンポジウム—制度変化の連続性を知る—」を取り上げました。同シ法整備支援シンポジウムは、2021年9月18日（土）にオンライン形式にて開催され、「制度変化の連続性」をテーマに、歴史や文化、慣習といった様々な観点から、法制度整備支援と被支援国の制度の結び付きを意識した研究報告や議論が行われました。

（目次）

趣旨説明	慶應義塾大学大学院法務研究科教授 松尾 弘	2
個別報告 (1)		6
「タイと日本の夫婦財産制の違いとその背景」		
植松 七海 慶應義塾大学法学部法律学科 3 年		
個別報告 (2)		13
「カンボジアにおける土地登記制度について」		
クム・カエマリー、ヘイン・ソマリソ 名古屋大学カンボジアグループ		
個別報告 (3)		18
「モンゴルにおける牧地に関する法制度について」		
B.ルハグワジャルガル、バトバヤル・エンフジャブフラン、B.ヘルレンチメグ、 G.サイハンズル、エルデネオチル・サンチルオヤー 名古屋大学モンゴルグループ		
個別報告 (4)		23
「多民族国家ベトナムの法と慣習」		
長谷川 満優 慶應義塾大学法学部法律学科 3 年		

全体討論「制度変化の連続性」	29
----------------	-------	----

閉会挨拶 法務省法務総合研究所国際協力部副部長 須田 大	44
------------------------------	-------	----

【資料】（リンクをクリックすると資料を閲覧できます）

- ・ シンポジウム開催趣旨説明「制度変化の連続性」を知ることの意義
- ・ タイと日本の夫婦財産制の違いとその背景
- ・ なぜ形式的制度は容易に定着しないのかーカンボジアにおける土地登記制度を中心ー
- ・ モンゴルにおける牧地に関する法制度
- ・ 多民族国家ベトナムの法と慣習

（長谷川） 本日はお集まりいただきありがとうございます。ただ今より「法整備支援シンポジウム—制度変化の連続性を知る—」を開催します。本日、プログラム前半の司会を担当します慶應義塾大学法学部3年の長谷川満優と申します。よろしくお祈いします。後半は同じく植松七海が担当します。

開催に先立ちまして、事務局より参加者の皆さまにお願い申し上げます。発表中はご自身のマイク、カメラはオフに設定をお願いします。ご発言される際はマイクをオンにしてください、お名前とご所属をご紹介の上、発言をお願いいたします。質問やコメントは随時チャットより受け付けています。なお、本シンポジウムは今後の記録のため録音しています。あらかじめご了承ください。

では、早速プログラムに入りたいと思います。まず、本日のシンポジウムの趣旨について、慶應義塾大学大学院法務研究科、松尾弘教授よりご説明いただきます。松尾先生、よろしくお祈いいたします。

趣旨説明

松尾 弘（慶應義塾大学大学院法務研究科教授）

皆さま、本日はシンポジウムにお集まりいただきありがとうございます。最初に私から「『制度変化の連続性を知る』ことの意義」として、今回の法整備支援シンポジウムの趣旨についてご説明したいと思います。

今年のシンポジウムのテーマは「制度変化の連続性を知る」です。制度変化の連続性をなぜ議論するのか、そこにはどういう意味があるのか、皆さんと一緒に考えることから始めたいと思います。

今回の法整備支援シンポジウムは13回目に当たります。2009年8月にスタートし、その後、毎年さまざまテーマを取り上げて、法整備支援をより深く理解し、推進するためにわれわれが研究すべきことについて議論を続けてきました。一昨年は「持続可能な開発目

標と法整備支援」、昨年は「コモンの構築と法制度整備支援」というテーマでシンポジウムを行いました。これに対し、今年のタイトルは「制度変化の連続性を知る」ということですが、そもそも少し奇妙に感じた方もいると思います。「制度変化の連続性」というのは、ある意味では少し矛盾した表現のようにも聞こえるからです。つまり、「変化」は変わること、同じ状態が続かないということであり、「連続」は変わらないこと、同じ状態が続くということなので、「変わることの変わらなさ」を意味するかのような「変化の連続性」とはどういうことかと感じた人もいると思うのです。そこで、「変化の連続性」とは一体どういうことなのか、何を議論したいのか、それを論じることにどんな意味があるのかということをも最初に考えてみたいと思います。

一例として、最近、アフガニスタンにおいて米軍撤退の直後にタリバーンがほぼ全土を掌握するという衝撃的な事件がありました。ちょうど20年前の2001年9月11日にアメリカ同時多発テロが起こり、その直後に米軍を中心とする軍事介入があり、タリバーン政権が崩壊した後、新たな国づくりがスタートしました。憲法を發布し、大統領選挙、議会議員選挙を行い、民主化のプロセスが進められ、国際治安支援部隊からアフガニスタン政府へ治安権限が移譲されました。しかし、なかなか政権が安定しない中で、タリバーンの勢力が復活し、今回のアメリカ軍の撤退に伴い、2021年8月15日、タリバーンが全土掌握を宣言し、再びアフガニスタンの政権を担うことになったわけです。

それが良いか悪いかということは、先入観をもつことなしに慎重かつ公平にみるべきで、今の段階で論じることは困難です。しかし、一つ言えるのは、かつてのタリバーン政権を武力で崩壊させ、20年の歳月を費やして新たな国づくりを目指したものの、再びタリバーン政権が成立した事実を目の当たりにして、人為的な国づくりの難しさを知るといふ貴重な経験をわれわれはしたということです。政治権力を集権化することの難しさとともに、法改革を進めることがいかに難しいかということを知ることができたという意味では、この20年間にアフガニスタンで起こったことは、法整備支援のあり方についてこれから考えていく上で、きわめて重要な教訓を残したのではないかと思います。

実はアフガニスタンにおける国づくりのプロセスは、法整備支援を語るときによく取り上げられてきた題材です。もしかすると覚えている方もいるかもしれませんが、2003年10月26日に放映された「NHKスペシャル」の「地球市場 富の攻防 第8回復興ビジネス 市場経済の伝道師」という回で、アフガニスタンで新しい国づくりが進んでおり、そこでは世界銀行やアメリカ政府がお金を出して法整備支援を実施している様子が紹介されました。そこでは欧米の著名な法律事務所や会計事務所、コンサルティング会社が法整備をビジネスとして受注し、支援者が属する各国の制度に近い法制度をどうやって導入するかということでのぎを削っている様子が紹介されています。それがどういう成果を生むかということが、法整備支援の題材としても注目されてきました。

しかしながら、そのような法整備支援は国の経済を復興させ、民主化を進め、社会を安定させるという方向には進みませんでした。今後、タリバーン政権の下でアフガニスタンが復興していくことも十分考えられますし、われわれがそういうことに対して積極的・建設的に関わることも重要かもしれません。いずれにしても、そのためにはこの20年の教訓の内容をしっかりと整理しておく必要があると思います。

その一つの教訓は、憲法を作り、そしてその法律を整備するという、いわゆる形式的な

ルールをわれわれが人為的に作っても、必ずしも経済が活性化し、民主化が進み、社会が安定するとは言えないということです。ある国に他の国と同じ法律を導入しても同じ結果が出てくるとは限りません。それはなぜかという、憲法や法律を人間が作る以前から、それぞれの社会には必ず結婚や売買、土地の取引、所有、担保、相続といった、慣習、習俗、伝統、宗教的規範等の非形式的なルールが存在するからです。そういうものと形式的なルールとの間にギャップが存在し続けたままでは、実効的な法整備はなかなか進まないということが、今回の事件で実証されたと言えるかもしれません。伝統的で非形式的なルールの中には、現在の基準からすると人権侵害に当たると評価されるようなものもあるかもしれません。そう考えたときに、それを誰がどのようにして変化させることができるのかということが、法整備をする上で重要な課題になっていると思います。

そもそも非形式的なルールを変えて制度全体を変化させることができるのかということにネガティブな考えもあるかもしれません。しかし、人々が熟慮した末に、変える必要があると判断したルールは、時間をかけてでも変えていかなければいけません。そのときの手段が法改革であると思います。法改革とは、憲法、法律、その他の形式的なルールの変更を通じて、非形式的なルールの一部を徐々に変化させることです。なぜ「徐々に」とか「一部」とかいった歯切れの悪いことを言っているのかということ、非形式的なルールは、人々の習慣や信念、精神構造に深く根差しており、そう簡単には変わらないからです。形式的なルールを変更しようとする立法者その他の主体が、非形式的なルールに服している人々に対して不断に働き掛け、それらの人々の理解や意識や感情が時間をかけて徐々に変わっていくということが、制度変化の内実なのだろうと思います。つまり、制度変化は、法改革を通じて起こる可能性があるけれども、たとえ起こるとしても常に必然的に漸進的なプロセスとしてのみ生じ得るということです。このことはすでに長らく「制度変化の経路依存 (path dependence)」といわれてきました。既存の非形式的なルールから出発し、それを土台にしつつ、形式的なルールの一部を変更することにより、既存の非形式的ルールに従う人々の理解や意識や感情の変化を通じてようやく既存の非形式的制度および形式的制度を含む制度全体が変わる。それが今日のテーマである「制度変化の連続性」にほかならないのです。制度変化は起こり得るけれども、常に既存の制度を一部温存させながら、部分的に変化してゆくということです。その意味で、制度はどこか一部が常に既存のものを残している結果、必然的に徐々に少しずつ変化していくということです。ここに「変化」と「連続性」が必ずしも矛盾しない理由があります。実はこの話は30年以上も前からダグラス・ノースをはじめとする新制度学派が主張してきましたので、法整備支援に関心を持っている方にとっては今や常識化した考え方だと思います。

しかしながら、ここまで申し上げてきた意味での「制度変化の連続性」を、仮に「制度変化の連続性・その1」とすると、われわれは「もう一つの制度変化の連続性」についても考える必要があるのではないかと思います。

形式的なルールの変更を通じて非形式的なルールの変化を徐々に実現すると言いましたが、形式的なルールの変更自体も、実はそう簡単ではありませんし、すぐに成功するとは限りません。なぜなら、その背景にはさまざまな利害関係の対立や、考え方自体の対立があるからです。ところが、その一方で、1回失敗した形式的なルールの変更が後に実現することもあります。その理由はさまざまだと思います。例えば、かつてはきちんと理解さ

れていなかった形式的なルールの意味がだんだんと分かってきた、その形式的なルールに対する理解が次第に深まってきたという事情もあり得ます。あるいは、社会や経済、政治の変化に従い、非形式的なルールの変容が先行し、形式的なルールの変更を要請するという例もあります。例えば、日本の民法改正で、配偶者居住権が2019年に導入されましたが、実はこれは、1890年に公布された旧民法典の起草者であるボアソナードが住居権、用益権という形で提案していたものが、130年後に生じた社会環境の下で、ようやくその有用性が理解されたとみることができるかもしれません。このような形で、形式的なルールの変更自体、1回失敗したと思っても、繰り返し説明し、その必要性を説くことにより、人々が理解を深め、あるいは社会環境が変化してそれを求めるようになることにより実現することがあります。これが「制度変化の連続性・その2」です。

何が言いたいかという点、各国における形式的なルールの変更の試みと、それに対する非形式的なルールの変化との間には、複雑かつ不断の相互作用と緊張関係があり、その中で徐々に制度変化が進んでいくことが法整備の通常姿であることから、そのプロセスを学ぶことが重要ではないかということです。このことを「制度変化の連続性」という今日のテーマの下で取り上げたいと思います。

実はこのことは、8月に名古屋大学のサマースクールで取り上げられた「法の重層性」というテーマと深く関わっています。参加した人も少なくないと思いますが、伝統法、植民地時代の法改革、独立後の法改革といったものが積み重なり、現在の法改革につながっているという話です。例えば、植民地の経験をもつ国々における現在の法制度は、非形式的制度および形式的制度も含め、植民地以前の法制度や植民地時代の法制度と完全に断絶されていると簡単に言うことはできません。したがって、非形式的なルールだけではなく、形式的なルールの変更の過去のさまざまな試みや失敗からも、われわれは学ぶことが大いにあり得るということ、今日は具体的な素材を通して考えてみたいと思います。法整備支援においても、今お話した二つの意味における「制度変化の連続性」を知ることが、各国の制度変化の真の姿を知ることに通じるのではないかと思います。

どの国でも、形式的なルールの変更に関わる立法者等は、既存の非形式的なルールの強固な連続性を意識し、時にはそれを受け入れ、時にはそれにあらがって変化させようという強い意志を持ち、形式的なルールの変更を繰り返しながら、非形式的なルールに服する人々の認識、理解、感情、それに基づく行動やその根底にある規範意識、信念を徐々に変化させることを試みています。

このことを考慮し、改めて制度変化とは何かということを一言で言うとしたら、各国の人々が自らの社会の歴史の重荷を背負いながら、その歴史を越えて進もうとするプロセスであると言えるのではないかと思います。ということは、制度変化の姿は国によって異なっていて、一つとして同じパターンはないということです。法整備支援に関心を持つ者にとっては、「制度変化の連続性」の二つの意味と、制度変化の真の姿を深く理解することが、法整備支援の活動に非常に役立つのではないかと思います。それが今回「制度変化の連続性を知る」というテーマを設定した理由です。

今日は幸い非常に多くの参加者が集まってくれました。高校生、大学生、大学院生、留学生、かつて日本に留学していて今は自国に戻って活躍している弁護士さん、企業の法務部の方、法整備支援のプロとっていい現地専門家の方々、長期専門家の方々、か

つて長期専門家で現地に赴任しておられた方々、国際協力機構、司法書士会、弁護士会の方々、それから共催者である法務省法務総合研究所国際協力部、法務省国際課、国際民事法センター、大学と、非常に多様な立場から、それぞれの知見と経験をお持ちの方々に参加していただいています。まさに法整備支援がインクルーシブなものになってきていることを象徴していると思います。せっかく多くの方が集まっていますので、今日はぜひ自由に気楽に議論に参加していただきたいと思います。どうぞコーヒークップを片手に、午後のひとときを楽しんでいただければと思います。

以上で私からの趣旨説明とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(長谷川) 松尾先生、ありがとうございました。それでは第1部に入りたいと思います。第1部では、名古屋大学および慶應義塾大学から2組ずつ個別報告があります。時間の関係上、個別報告に対する質問やコメントは第2部の全体討論にて受け付けたいと思います。ご質問のある方は全体討論にてご発言をお願いします。なお、チャットからは常に質問を受け付けていますので、こちらもご活用ください。チャットに頂いた質問やコメントは全体討論にて取り上げます。

まずは「タイと日本の夫婦財産制の違いとその背景」について、慶應義塾大学法学部3年の植松さん、よろしくをお願いします。

個別報告(1)「タイと日本の夫婦財産制の違いとその背景」

植松 七海(慶應義塾大学法学部法律学科3年)

ご紹介ありがとうございます。慶應義塾大学法学部法律学科3年の植松七海と申します。本日、後半では司会を担当させていただきます。よろしくをお願いします。

それでは「タイと日本の夫婦財産制の違いとその背景」について発表します。タイと日本は、同じアジアや仏教国という共通点がある一方で、歴史や慣習などにはさまざまな相違点があります。そういった違いが夫婦財産制という法律の中にどのように表れているのか気になり、研究することにしました。

最初に、タイを選んだ理由について簡単にお話しします。その前に、皆さんはタイというとどんなイメージを持ちますか。アユタヤ遺跡やタイ式マッサージ、タイカレー、水上マーケット、トムヤムクン、ゾウなど、さまざまなイメージを持つと思います。

私は以前、タイのチェンマイ県にある山岳少数民族のアカ族の村に滞在した経験があり、そこでマイノリティの方々の権利が守られていないことを知りました。権利という部分から法律に興味を持ちました。そして今回のゼミでは、以前から興味を持っていたタイについて研究することにしました。

次に、夫婦財産制に焦点を当てた理由について簡単にお話しします。後ほど説明しますが、タイは最近の立法で男女平等を進展させています。これは社会的に男女平等を認める価値観が広まっていると言えます。一方で、日本はタイほど男女平等に向けた取り組みが進んでおらず、社会的に男女平等を認める価値観はあまり浸透していないと言えます。

こういった差は、国がたどってきた歴史や社会に根付いている慣習に影響されていると考え、それを理解することで、過去から現在に至る制度の連続性の有無や、その在り方を

学べると考えました。

本日は、まずタイと日本の夫婦財産制の相違点について、それぞれの条文を挙げつつ説明します。次に、タイと日本の夫婦財産制と社会との関係について説明し、最後にまとめと今後の展望についてお話ししたいと思います。

タイと日本の夫婦財産制の相違点

まず、タイと日本の夫婦財産制の相違点についてです。タイ民商法典第 1474 条では、「共有財産とは以下の財産のことである。(1) 夫婦が婚姻中に得た財産」という形で、夫婦が婚姻中に得た財産は夫婦の共有となる夫婦共有制が採用されています。

一方で、日本の現行民法第 762 条の 1 項では、「夫婦の一方が婚姻前から有する財産及び婚姻中自己の名で得た財産は、その特有財産（夫婦の一方が単独で有する財産をいう）とする」という形で、夫婦別産制が採用されています。こういった違いについて調べるために、まずはそれぞれの国の立法過程をさかのぼっていききたいと思います。

その前に、立法過程の話をするに当たって重要な 3 人の人物について説明します。日本の旧民法制定上、重要な役割を果たすフランス人のボワソナード氏と、日本の明治民法制定上、重要な役割を果たす梅謙次郎氏と、タイ民商法典制定上、重要な役割を果たす政尾藤吉博士です。

立法過程

まず日本民法からさかのぼっていきます。略史としては、日本は 1870 年から民法典の編纂を開始しました。1872 年、1878 年、1887 年に草案を作り、1890 年に旧民法（ボワソナード民法）が公布されました。しかしその後、法典論争が勃発し、旧民法の施行は無期延期となりました。その後はボワソナードなどの助言の下、日本人委員による起草が進み、1896 年には明治民法の前三編が公布され、1898 年には後二編が公布されました。そして 1947 年には現行民法が公布されました。

ここから詳しく説明していきます。まず旧民法からです。旧民法は 1890 年に公布されたもので、ここでいう旧民法とは、ボワソナード氏が作ったフランス文の草案を日本語に翻訳し直す形で最終的に公布されたもののことをいいます。旧民法の財産取得編第 424 条では、財産契約を夫婦がしていない場合には法定財産制に従うことが書かれていて、第 426 条では、夫婦が婚姻前から所有している財産と婚姻中に有する財産から生じる果実や、自己の労力によって得た所得は、「婚姻中の費用分担のためにこれを配偶者に供出したるものと見なす」という形で、管理共通制が採用されています。管理共通制については、後ほど別産制との違いの中で説明します。

ここでは、旧民法を作っていく草案段階について詳しくお話しします。旧民法の草案は、当時のフランス民法を参照して作られました。当時のフランス民法は動産後得財産共通制という夫婦共通制の制度を採用していました。これは、夫婦が婚姻前から有する財産と婚姻中に無償で取得した財産は特有財産となり、それ以外の財産は夫婦の共通財産となる制度です。これを受けて日本も第 1 次草案の第 597 条で、「夫婦たる時間に得た財産はその共通財産のものとする」という形で、最初は夫婦共通制を採用していました。

しかし、その後の 1878 年草案の第 191 条では「婦は夫と財産を共通せず」という形

で、基本的に別産制を採用することになります。そこでこのような疑問が生じます。最初の草案のときにはフランス民法の夫婦共通制を採用したのに、なぜその後の草案では夫婦別産制に変更したのかという点です。これを考えるに当たっては、日本の明治時代の特質が重要になります。

日本は明治時代にイエ制度という制度がありました。イエ制度の柱は、家父の絶対的権限を定めた戸主制度と、戸主から戸主に一括承継される家督相続です。目的・機能は、政治権力の安定、社会政策の代替作用、家族的経営の維持です。例えば天皇と国民の関係は、日本国の戸主たる天皇と、日本国の家族たる国民という形で捉えられていました。従って、夫婦共有制から夫婦別産制に変更された理由としては、日本には明治時代にイエ制度という制度があったため、日本の習俗に合う形で、戸主の権利は戸主の権利であると強調することのできる夫婦別産制に変更されたと言えます。

しかし、その後、旧民法の草案は、人事編と財産編に分類されることになります。第1842条では所得共通制が法定財産制となることが書かれていて、第1846条以下では、所得共通の財産になるものや特有財産、共通財産になるものが具体的に書かれています。ここでは、人事編と財産編に分類される過程で、改めてフランス民法の所得共通制が採用されたことが重要となります。第1849条、第1851条については割愛しますが、先ほど説明したとおり、特有財産や共通財産になるものが具体的に書かれています。

ここからは変更の理由について考えていきたいと思います。人事編と財産編に分類される過程で所得共通制が採用された理由は、大きく二つに分けて説明することができます。まず、最初の草案でフランス民法が採っていた動産後得財産共通制を採用しなかった理由は、当時、動産が価値を生じてきていて、動産のみを夫婦の共有とすることは、夫婦の権利上、甚だしい不公平を生じるためというものでした。また、所得共通制についても、わが国の習俗ではむしろ別産制の方が妥当であるという理由から、制限的な別産制を採用し、婚姻前の財産および婚姻中に夫婦の各自が取得した財産は夫婦の特有財産として、その証明ができない場合には所得を共通とする所得共通制が採用されることになりました。

この所得共通制が採用された理由については大きく三つに分類することができます。一つ目は、夫婦の「合体的共同体」という本質に所得共通制が適合するから。二つ目は、所得を共通とするため、配分上の不公平を生じることが少ないから。三つ目は、これが一番重要になりますが、夫婦各自の労働から生じる所得のうち、妻の家事育児などの労働は夫の所得と違い定量化することができないため、夫婦の労働は分離すべきでないという配慮が働いたからです。ここでは、妻の家事労働を正当に評価しようとしている点に着目することができます。

しかし、最終的には、冒頭で示したとおり、旧民法は第426条、第435条において管理共通制が採用されることになりました。管理共通制は基本的に別産制類似で、財産の管理が夫または女戸主になるものです。管理共通制に移行した背景には、先ほど説明した梅謙次郎氏が関与しています。梅謙次郎は管理共通制について、日本の慣習に適し、夫婦の関係上も適当であると説明しています。要するに、旧民法の制定段階では夫優位社会が前提で、それを根本から変えることは考えられませんでした。従って、草案段階で主張された所得共通制は最終的に採用されず、管理共通制が日本の習俗に合うという配慮から採用されることになりました。

管理共通制と別産制の違いについてお話しします。管理共通制とは、夫の財産と妻の財産は別として、妻の財産の全部または一部を夫が管理・収益する制度です。それに対して別産制とは、夫の財産と妻の財産を別とするという点では同じですが、管理もそれぞれ個人で行うという違いがあります。

先ほど申し上げたように、旧民法は、草案段階では所得共通制が採用されましたが、最終的には管理共通制が採用されました。その移行過程においては、女性委員会が中心となって、「夫婦が協力して形成した財産は夫婦の共有財産とすべき」という主張がなされました。それに対して立法者は、「夫婦の財産が二人の協力によりできたものであるとの趣旨は、婚姻解消時である離婚の際の財産分与の新設や配偶者相続権により示されている」と説明しています。従って、夫婦財産の実質的な平等は、日本においては夫婦財産制の枠外で図られることになりました。そして、1898年に公布された明治民法の第807条1項でも別産制が採用され、1947年に公布された現行民法の第762条1項でも、冒頭で示したとおり、日本は一貫して別産制を採用しています。

それでは、現行民法の解釈について考えていきたいと思います。立法者は国会審議の際にも「本条は別産制の規定である」と明確にしています。また、判例も別産制を採用したものと解していますが、解釈を巡っては三つの学説の対立があります。

一つ目は実質的共有説です。これは、一般的な権利推定の他に2項の共有推定が認められるのは、婚姻共同生活に伴う財産関係に特別な効力を認めたとする見解です。この説によると夫婦財産は以下の3点に分類できます。1点目は名義実質ともに各自の個人財産となるもので、例えば夫婦が婚姻前から有する財産などです。2点目は名義実質ともに夫婦共有財産となるもので、共同生活に必要な家財や家具などが当てはまります。重要なのが3点目です。これは、名義は夫婦一方だが、実質的には共有に属する財産となるもので、住宅その他の不動産や所得などの預金が当てはまります。

二つ目は拠出財産共有説です。これは、婚姻費用として拠出された財産は2項により共有と推定されると解する見解です。

三つ目は、別産制と所得共通制の複合形態と考える説です。これは立法経緯からいまだ強い批判があるため、ここでは割愛します。

それでは、夫婦財産制を巡って具体的にどのようなケースがあったか紹介します。昭和36年9月6日判決は、婚姻中に夫名義で取得された給与所得および事業所得についての課税方法を巡るケースです。原告である夫は、妻の協力により得た財産だから、その各2分の1を夫婦各自の所得として課税するべきだと主張しました。それに対して最高裁は、夫婦財産制の規定は婚姻中に自己の名で得た財産はその特有財産とする規定で、これは夫と妻の双方に平等に適用されること。また、原告が言うように夫婦が一心同体で一の協力体であるとしても、民法には財産分与請求権、相続権、扶養請求権などが規定されていて、夫婦相互の協力、寄与に関しては、これらの規定により夫婦間に実質上の不平等が生じないよう立法上の配慮がなされていると説明して、婚姻中に夫が取得した給与は妻の協力があっても夫の個人財産と判示しています。

また、昭和34年7月14日判決は、婚姻中に夫が経営していた旅館業の収益金で国から払い下げを受け、妻名義で登記を行った土地について夫が所有権を主張したケースです。このケースでは最高裁が原審の判断を支持しましたが、原審では、夫婦がその一方の財産

を合意の上で登記簿上、他方の所有名義とした場合にまで、所有名義人の特有財産とする趣旨とは解することはできない。また、妻が売買契約上の買主となり、登記名義人であった点は形式的にすぎず、実質的には夫が買主であったと判示しています。このような事例が日本で夫婦財産制を巡って争われたケースです。

ここからはタイ民法の制定過程についてお話しします。主に3段階に分類することができますが、ここでは最も重要な第2段階の法典編纂事業についてお話しします。

法典編纂事業の目的は、イギリスとの間で締結された不平等条約を撤廃し、近代化を図ることでした。略史としては、1887年に法典編纂委員会が組織され、まず刑法典の編纂が開始されました。1908年に刑法典を含む他の法律が公布、制定され、1909年にタイ民商法典起草委員会が組織されました。法典編纂事業に当たり、「当時タイ王国は日本が治外法権を撤廃したことを参考に、西欧や日本の学者を招き、近代の法律を定めた」といわれているように、日本が治外法権を撤廃したことを受けて、同様に法典編纂事業を進めています。法典編纂事業に当たっては、先ほど説明した日本人の政尾藤吉博士が重要な役割を果たすこととなります。基本的に法典編纂事業は政尾藤吉博士が中心的な役割を担うこととなりますが、1913年、法典編纂事業の途上にあつて政尾藤吉博士は帰朝します。そのため、その後はフランス人のお雇い法律家を中心に法典編纂事業が進められていくことになりました。そして1923年11月11日に同法典の第一編と第二編が公布されますが、タイの社会に合わないことから実際には施行に至らず、その後は日本の民法を参考にした法典編纂が行われました。そして2年後の1925年11月11日に改正版の第一編、第二編の公布、施行をして、その後は順調に第三編、第四編の公布、施行をし、最終的には1935年の第五編と第六編の公布、施行を受けて、タイ民商法典の全編が公布、施行されることになりました。

法典編纂事業をまとめると、まず、法典編纂事業は不平等条約を撤廃するため、近代化政策の一環として行われました。その際には、日本が不平等条約の撤廃に成功していたことを受けて、日本法典やフランス法なども参照に法典編纂事業が行われました。また、タイはラーマ7世からラーマ8世に王様が代わっても、一貫して法典編纂事業を推進し続けました。

夫婦財産制の種類

ここからは夫婦財産制の種類についてお話しします。ここまで見てきたようにタイと日本では採用している夫婦財産制の制度が異なりますが、夫婦財産制を構成する要素は

(1) 夫婦財産の帰属、(2) 管理権限、(3) 債務に対する責任と負担、(4) 婚姻解消の際の財産の分配の四つに分類できます。(1)と(3)については国ごとに相違が見られる一方で、(4)は共通の方向として目指されていて、これは夫婦財産制を規定する重要な要素となっています。そのため、ここでは(4)についてだけ詳しく見ていきたいと思えます。

夫婦財産制の分配に当たっては、共通財産制、別産制、複合財産制の三つの制度設計が考えられています。共通財産制とは、財産の取得名義にかかわらず一定範囲に属するものを夫婦の共通財産とする制度で、共通財産の範囲は、全ての財産を夫婦の共通財産と見る包括共通財産制と、婚姻中の夫婦の協力により取得した財産に限定する所得共通制の二つ

に分類することができます。日本のような別産制とは、夫婦財産は婚姻継続中であっても個人帰属、個人管理となる制度です。複合財産制とは、共通財産制と別産制の中間形態で、原則は別産制ですが、婚姻解消時の夫婦財産の分配は共通制類似のものです。共通制に近づけるか別産制に近づけるかは、各国の自由な制度設計に委ねられています。

国際的動向

続いて、国際的動向についてお話しします。2013年2月26日に女子差別撤廃委員会が一般勧告29号「婚姻、家族関係およびそれらの解消の経済的影響」というレポートを、条約の締約国に対して示しています。この条約は、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約第16条で、第16条の内容は婚姻、家族関係における差別撤廃です。例えばパラグラフ38以下で、締約国は女性の権利が男性の権利と平等であるように保障すべきであること、婚姻中および婚姻関係解消後の経済的利益や不利益は当事者の双方に平等に生じることを基本原則とすべきこと、離婚や別居の際に、婚姻中に蓄積された全財産の分割に関して、当事者間の平等を規定する義務を負い、その際には非金銭的寄与などの間接的な価値を認定することで、形式的小および実質的な平等を担保する必要があることを言っています。従って、国際的には夫婦の平等を目指す考えが浸透していると言えます。

慣習との関わり

続いて、慣習との関わりについてお話しします。私は、日本が旧法下で男性優位社会を前提に管理共通制を採用し、現行法でも別産制を採用しているのは、社会の考えを反映させているからだと考えました。逆に言うと、タイは夫婦共有制で、近年は国際的にも夫婦平等の観点から夫婦共有制を採用する国が増えている傾向が伺えるため、タイ社会を知ることが夫婦共有制を採用する背景の一つとして考えられるのではないかと考えて、慣習との関りについて調べました。

2021年の世界経済フォーラム版ジェンダーギャップ指数によると、タイは79位、日本は120位という結果です。これは1に近づけば近づくほど男女平等で、0に近いと男女不平等、総数は156カ国となっています。経済、教育、健康、政治という4分野の平均値の総合の値が、男女格差指数として表れています。

また、世界銀行版では日本が80位、タイが104位という結果です。これは最大値が100で、総数は190の国と地域になっています。順位が逆転していることについては、先ほどは4項目でしたが、こちらは移動、職場、賃金、結婚、育児、起業、資産、年金の8項目を見て、WBL指数で100に近づくほど男女平等という形で表されています。従って、この4項目と8項目の違いが、日本とタイにおける男女平等や男女不平等の差として表れていると言えます。

タイと日本の夫婦財産制と社会との関係

ここからはタイと日本の夫婦財産制と社会との関係についてお話しします。タイは、2003年にタイの憲法裁判所が、姓名法第12条は憲法30条の法の下での平等の規定に反するという理由から、次のように改正しています。旧第12条は「妻は夫の姓を称する」としていましたが、新しく「夫婦は合意によりいずれの姓を称し、またはそれぞれが従来の

姓を称することができる」という形で、夫婦別姓を採用することになりました。

一方で日本は、現行民法第 750 条で「夫婦は、婚姻の際に定めるところに従い、夫又は妻の氏を称する」という形で、夫婦同氏の原則を採用しています。従って日本は夫婦同姓を採用する国です。法務省の調べによると、夫婦同姓を法律で義務付けている国は日本だけとなっています。この夫婦同姓に関する最高裁の立場は一貫して合憲ですが、ケースとしては次のようなものがあります。

平成 27 年 12 月 16 日のケースは、X が婚姻前の氏を通称として使用しているもの、または氏の選択をせずに提出した婚姻届が不受理となったものです。原告である X は、夫婦の氏に関する民法 750 条の規定が、憲法 14 条 1 項、24 条、または女子差別撤廃条約に反するとして、夫婦同氏制に加えて夫婦別氏制を新たに設けない国の立法不作為が、国家賠償法の適用上、違法の評価を受けると主張して、精神的損害の支払いを求めました。このケースにおいて最高裁は合憲という立場を取っていますが、重要なポイントとしては、合憲と言った後に、「夫婦別氏にしたからといって直ちに違憲となるわけではないが、氏の制度の在り方は国会で論じられ判断されるべき事柄」と判示している点です。また、5 名の裁判官は違憲と判示しましたが、その裁判官は全て女性でした。

近年は、女性の社会進出や、氏の改称に伴う社会的不便さや不利益性を考慮し、選択的夫婦別姓制度というものがあります。これは夫婦が望む場合に、結婚後も夫婦のそれぞれが結婚前の氏を称することを認める制度です。また、最近の判例について少し紹介すると、最高裁判例令和 3 年 6 月 23 日に同じような夫婦同姓を巡るケースにおいて、最高裁が合憲という立場を取っています。ただし、ここでも 4 人の女性裁判官の反対意見がありました。

まとめと今後の展望

タイは夫婦共有制の国で、近代化政策の一環として法典編纂事業を行い、その過程では日本法などを参照しています。また、国際的な夫婦平等の浸透を受け、近年では姓名法を改正し、夫婦別姓を採用しました。経済、教育、健康、政治の 4 分野でのジェンダーギャップ指数は日本より上位にいますが、移動等を含めた 8 項目での男女格差は日本より下位にいます。

一方で、日本は夫婦別産制を採用する国で、社会の慣習に合わせた法典編纂事業を行ってきました。その過程ではフランス法などを参照しています。また、国際的な夫婦平等の流れを受けつつも日本は夫婦同姓を維持していますが、近年では選択的夫婦別姓も広まっています。そして、経済、教育、健康、政治の 4 分野でのジェンダーギャップ指数はタイより下位にいますが、移動等を含めた 8 項目での男女格差はタイより上位にいます。

同じアジアでも、たどってきた歴史や根付いている慣習によって制度設計は異なり、一度作り上げた制度を変えることは簡単ではないと言えます。従って、法整備支援をする際は、その国に現在ある制度を知るだけでなく、それがどのような経緯で作られ、現在に至るのかを理解することが欠かせません。その取り組みを行うことで初めてその国の制度の趣旨や人々の捉え方を知ることができ、法整備の必要性や、どのような法整備が求められるかを考えることができます。『ダグラス・ノース 制度原論』という本の中でも、制度の連続性を経路依存性と言っているのですが、「経路依存性は歴史的事実であり、過去の

研究から得られた最も持続的で意義深い教訓の一つである。根本的に経路を変更することが難しいということは明白であり、その難しさは、今日の制度に到達した学習過程が将来の選択を制約することを示唆している」と述べています。

今後は、タイと日本がどちらも仏教国家であるという特徴から、その仏教の教えの特徴の違いがどのように夫婦財産制という制度に影響を与えているかを研究していきたいです。この研究を通じて、一国の社会に存在する制度が歴史的・国際的影響を受けることはもちろん、宗教的な要素の影響も受けているかを知りたいと考えています。そして、それを前提とした上で、求められる法整備支援の在り方は何かを探求していきたいです。ご清聴ありがとうございました。

(長谷川) 植松さん、ありがとうございました。続いて「カンボジアにおける土地登記制度について」、名古屋大学のカンボジアグループのクム・カエマリーさん、ヘイン・ソマリンさん、よろしくお願いします。

個別報告 (2) 「カンボジアにおける土地登記制度について」

クム・カエマリー、ヘイン・ソマリン (名古屋大学カンボジアグループ)

(クム・カエマリー) 皆さま、こんにちは。報告者のクム・カエマリーと申します。現在、名古屋大学大学院法学研究科に在学しています。

(ヘイン・ソマリン) 名古屋大学大学院法学研究科のヘイン・ソマリンと申します。よろしくお願いします。

(クム・カエマリー) 今日の報告テーマとしては、なぜ形式的制度は容易に定着しないのか、カンボジアにおける土地登記制度を中心に検討していきたいと考えています。報告に入る前に、少しだけカンボジアについて紹介します。

はじめに

カンボジアは東南アジアにある小さな国です。国の面積は18万1035km²で、人口は2021年で約1700万人です。10年前と比べて250万人も増えています。日本と比べると、カンボジアの面積は日本の半分であり、人口は日本の7分の1です。1863年から1953年までフランスの植民地体制の下にあり、1953年に独立しました。しかし、残念ながら平穏な状態は長く続かず、1970年から内戦や不安定状態が続き、完全に平和な状態になったのは1993年からと言えます。1979年から1993年まで社会主義体制でしたが、現在のカンボジアは1993年のカンボジア王国憲法の下で民主主義を採用し、基本的人権の尊重や私的所有権を保障しています。

カンボジアは発展途上国ですが、世界銀行によると1998年から2019年までの経済成長スピードが7.7%であり、高度な成長率として評価できます。そして、投資を広く受け入れる政府の政策もあり、外国からの投資が急激に増えており、2019年には前年と比べて12%も増えました。投資国は1番目が中国、2番目が韓国、3番目がベトナム、4番目が

日本です。高層ビルが幾つも建設中で、その中には日本のビルもあります。

カンボジアの紹介についてはこのぐらにとどめて、早速、報告の内容に入ります。

形式的な法制度が社会に容易に定着しない理由には、さまざまなものがあります。簡単にまとめると、次の三つの原因が考えられるでしょう。一つ目は、汚職問題による法執行・適用の失敗です。法制度を運用する過程で汚職問題があれば、法はその本来の精神に従って適用されず、法の本来の目的が満たされなくなってしまう。汚職はさまざまな形でなされていますが、例えば法の執行および適用に当たっての公務員や裁判官による汚職のせいで、国民は法制度を利用しにくくなります。これは法に対する関心や信頼の失墜を招くものです。

二つ目は、急激かつ強制的な新制度の導入、移植による失敗です。ある国が全く新しい法制度を導入するに当たっては、その国の文化や慣習との調和が必要不可欠です。こういった点の配慮が不足すると、法制度の運用が失敗することになります。今までのカンボジアにもこういった経験があります。その一例が、植民地時代における新制度の導入とその失敗でしょう。

三つ目は、伝統的な制度・慣習による現行制度の運用への影響です。伝統法制度や慣習は昔から長く存在するものであるため、国民の法意識に強く影響を与えることは否定できません。旧制度・慣習の影響が社会に強く残り、国民の法意識を変えないまま新制度を導入してもうまくいかない場合が容易に想像できます。

本日の報告では、時間の制約もあり、今年のシンポジウムのテーマに合わせて三つ目の原因のみを中心に検討します。過去の法制度や慣行は現行法制度の運用に具体的にどのような影響を与えるのか、まずカンボジアにおける土地登記制度を紹介し、これに基づいた分析が続きます。前述のような人口の増加や国の経済発展に伴い、土地の値段がどんどん上がり、国内における効率的な土地管理制度のニーズが高まっているものの、カンボジアの土地登記制度は社会になかなか定着していません。そのため、上記の問題を明らかにすることは、カンボジアの土地登記制度の順調な運用にも貢献できると考えます。

(ヘイン・ソマリ) 説明に入る前に、用語について説明します。本報告では占有権という用語をよく使います。占有権はクメール語で *pokeah* といいます。現行制度の下では、これは物の保持を権利として保護する通常の占有権と異なり、将来的に所有権になることが期待でき、権利者の申請により登記がなされ、証書が発行され、使用・収益および処分が自由に行える、限りなく所有権に近い権利であると考えられます。

カンボジアにおける土地制度の歴史的展開

まず、カンボジアにおける土地制度の歴史的展開について説明します。フランス植民地以前のカンボジアでは土地に対する私的所有権の概念が存在せず、全ての土地を国王一人が所有していました。とはいえ、臣民に関しては占有権を認めていました。占有権の取得方法は、王による付与と、臣民による公然かつ継続的な占有の二つです。占有者は、当該土地が所在する地方の役人に占有の承認を申請し、当該役人を通じて王に税金を支払うこととなります。占有権の担保設定が可能でしたが、権利の移転の場合はさまざまな制約があり、土地の交換は国王の面前で行い、売買契約には国王の許可が必要でした。

その後、不動産に対する私的所有権を保障する法典の編纂が始まり、1891年に公布されました。この法典の中では、所有権は国王によって認証され、法律および行政機関により保障される権利であるとされました。自らの所有権をもって全ての侵害行為に対して対抗することができますが、数年間、資格を放棄したら、当該権利を失うとされました。所有権が放棄により失われるという点は今の占有権と同じです。

1891年法典は、植民地時代の下で、数回の改正を経ました。その結果、フランス法制度およびその概念に基づく1920年民法典が誕生し、所有権について改めて規定されました。民法典第644条には、所有権とは、法律に反しない範囲で自らの財産を独占に使用・処分できる権利であると明示されました。そして同法第690条で、土地の所有権は登記することにより生じると定められました。これがカンボジアにおける最初の土地制度と言えます。

占有権は認めましたが、一方で、占有権者は自らの土地を5年間放棄すると占有権を失いました。占有権は所有権と同様に売買、担保等を行うことができますが、最長期間は99年となりました。また、権利移転において、所有権の場合は、登記が効力要件および対抗要件となる一方で、占有権の場合は所有権と異なり、効力要件および対抗要件はいずれも登記が不要で、契約が書面でなされ、自治体などの公証人による承認が要件でした。ここでいう自治体の承認とは、コミューン長等のローカル政府による承認です。

1920年の民法典が1975年まで適用されていました。1975年から1979年まではポル・ポト時代で、独裁体制であったため私的所有権が認められず、過去の不動産管理に対する所有権は全て破棄されました。1979年にポル・ポト時代が終わると、カンボジア人民共和国時代が始まり、社会主義体制を採用し、全ての土地は国家のものとされました。1989年にカンボジア国時代が始まっても社会主義体制が維持されましたが、政府は経済の活性化を目指し、土地管理制度を再構築する動きが見られました。1989年に当時の政府は25号政令を発し、本政令第2条で、1979年以降に占有する土地の所有権を国民に与えると決めました。さらに、宅地は2000m²以内でなければならないが、その他5ha以内の農地の占有権も認めるとしました。

その後、1992年に旧土地法が制定されました。同法では25号政令同様、所有権を認めるのは宅地のみであり、それ以外は所有権を認めず、占有権のみ与えていました。しかし、この法律では、所有権、占有権の対象となる土地の面積に制限がなくなりました。権利の移転について、占有権は所有権と同様、制限なく行え、対抗要件は公正証書とともに登記が必要となります。しかし、効力要件の場合、所有権は登記が必要となる一方で、占有権は公正証書で足りて、登記が不要でした。占有権は3年間放置すると権利が失われました。

その後、1993年にはカンボジア王国憲法が制定されました。憲法第44条には私的所有権を保障すると明記されました。こういった憲法の精神を実現するため、2001年に現行の土地法が制定され、続いて2007年に民法が作られました。2001年土地法第4条および第246条は、私人の不動産に対する所有権は国により保障され、国土省の管理の下にある地籍管理局は、土地登記手続きに従って土地の登記を行い、国民に権利証明書を交付すると規定しています。そして、2001年までに5年以上、确实・平穩・公然に土地を占有している人は、土地登記手続きに従い所有権の認定を受けることができると規定していま

す。

2007年民法は、法の基本方針を意識しながら、不動産に関する当然の権利・義務を詳細に規定しています。民法第134条1項は、「不動産に関する物件設定、移転および変更は、占有権、留置権、使用权、居住権の場合を除き、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ第三者に対抗することができない」と規定していますし、第135条は、「不動産に関する合意による所有権の移転は、登記に関する法令の規定に従い登記をしなければ効力を生じない」と、登記制度の重要性を強調しています。売買契約等を通じて移転を行うとき、その対抗要件および効力要件として、必ず所有権変更登記を行わなければなりません。

現行土地制度の概括

次は現行土地制度について簡単に説明します。カンボジアの土地登記制度は非常に複雑ですが、簡潔に言うと、占有者の申請に基づく個別土地登記システムと、区画土地登記システムの二つの方式に分けられます。国民は、この二つの登記システムを通じて登記手続きを行えば、国レベルで認められる権利証明書を取得することができます。では、この土地登記制度は実際にどのような運用になっているのでしょうか。現在の土地登記制度は土地法の成立に伴って作られたものであり、すなわち2001年から開始しています。それにもかかわらず、今になっても土地制度はカンボジア社会に十分に定着しているとは言い切れません。2015年から2020年までの登記割合を見ると、土地法を制定してから約20年経過したにもかかわらず、現在になっても未登記土地が多数存在し、毎年の登記スピードも遅いことが明白です。

では、なぜ土地登記制度はカンボジア社会になかなか定着しないのでしょうか。この原因を考えてみましょう。

土地制度に対する伝統的な制度と慣行の影響

(クム・カエマリー) カンボジアで土地登記制度が定着しない要因はさまざまですが、本質的な原因は、昔の法制度・慣行からの影響と国民の法教育にあるのではないかというのが本報告での主張です。

先ほども紹介したように、登記概念は1920年民法に初めて誕生しましたが、当時、登記の効力は非常に弱いものでした。所有権の移転について、登記は効力要件および対抗要件でしたが、占有権の場合は所有権と異なり登記が必要ではありませんでした。むしろ自治体による承認の方が要件となっていました。所有権であれ、占有権であれ、基本的に土地取引を行うことができ、かつ占有権の移転の場合は登記がなくても問題がないため、国民は登記の存在意義が分からなくなり、これを軽視したのではないかと予想できます。

1920年民法は1975年まで適用されていました。1975年から1979年までのポル・ポト時代で所有権を認めずに登記制度が廃止されました。1989年から、1920年民法の概念を踏襲しながら登記制度が再び登場しましたが、広く利用されませんでした。統計データによると、1989年から1995年までの登記申請数は420万件でしたが、1995年末まで40万件しか手続きが進みませんでした。そして2000年までの占有権証明書交付件数は50万～52万件にすぎませんでした。こういったデータからすると、2001年土地法が制定されるま

で、登記制度がほとんど機能していなかったと言っても過言ではなく、登記概念は一応存在するものの、国民はこれについて熟知しているかといえば、必ずしもそうではありませんでした。

加えて、1989年政令および1992年土地法では、登記手続きにおいてコミューン長が非常に重要な役割を果たしていました。コミューンはフランスから由来する仕組みであり、日本でいう市町村に該当するものです。所有権であれ、占有権であれ、いずれもコミューン長の認定を通じて行う必要がありました。また、1920年から1975年まで、土地取引における占有権の移転では、コミューン長による認定は登記と同じ効力を有するものであったため、コミューン長による占有状態の認定イコール登記と国民が誤解し、両者の区別意識がないのではないかと考えられます。

このような昔の制度の考え方は長い時間にわたって続き、現在になってもカンボジア社会に根強く残っています。繰り返しになりますが、カンボジアでは未登記の土地がまだ多数存在しています。ただ、その未登記の土地は、あくまでも区画登記および個別登記システムにより発される所有権証明書または占有権証明書（ハードタイトル）が存在しないという意味でしかないということです。

実際の土地制度の運用を見てみると、ほとんどの未登記所土地有権者は、コミューン長等によって発される占有状態を証明する書類を持っています。これはソフトタイトルと呼ばれるものです。では、なぜソフトタイトルを持っている者は登記を通じてハードタイトルを取得しないのでしょうか。これも昔の慣行と深く関連すると思います。

まず、1979年から1989年まで国民は所有権を持っていなかったことを思い出してください。1989年から25号政令により宅地の所有権を認めるものの、土地の管理および使用についての政策実施に関する指導令第3号により、土地法が制定されるまで宅地についても農地と同じく土地占有使用権証明書を発することとしていました。すなわち、1992年までは所有権の登記は行われていませんでした。1992年にやっと土地法が制定されましたが、同土地法に基づき所有権を認定し、登記を通じて所有権証明書が発行される例はありませんでした。1989年政令および1992年土地法で認めた所有権登記制度は、紙上のものにすぎませんでした。すなわち、1979年から2000年まで所有権は実際には認定されておらず、占有権のみ認めたため、当時の土地取引は、もちろん所有権の移転ではなく占有権の移転でした。登記した占有権は、3年間の放棄による権利の喪失以外は所有権と事実的にどう違うか必ずしも明白ではありませんが、それは別の問題として、その土地を対象とする占有権が登記されたものかどうかという点に注視すべきではないかと思えます。

先ほど紹介したとおり、2000年までの占有権証明書交付件数は50万～52万件程度で、本当に少ない数です。実際、多数の土地取引は、登記がなくてもコミューン長による占有状態認定（ソフトタイトル）で行われてきました。現行制度の下においても、ソフトタイトルを相手に交付することにより、担保を設定したり、所有権を移転したりすることができますが、これはずっと以前からの慣行なのです。ローカル政府レベルで登記すれば土地取引ができてしまい、カンボジア国民はそれで満足・安心してしまいます。そのとき、登記するインセンティブが失われるのではないかと考えられます。

しかし、ソフトタイトルは不安定で不確定的なものです。複数の人が同じ土地について権利を主張する場合は、解決が難しい紛争となります。不動産の物権変動においては登記

が第三者との唯一の対抗要件であり、売買契約等における所有権の移転の場合は登記がその効力要件となっているため、ソフトタイトルだけだと、この条件を満たすことができず、登記しない所有権者は将来的に不利益を被る恐れが高くなります。

こういった法律の基礎的な知識や登記の本質的な意義を知っている国民はどれだけいるのか、登記執行公務員やローカル政府がこの点について熟知しているのか、適切に国民に伝えているのかは疑問に思うところです。これらの問題がカンボジアにおける土地登記制度の運用の阻害要因になっていることは否定できません。従って、ある国において法制度を作ったらそれで終わりではなく、その法制度が自国の社会に定着するようにさまざまな対策を考えるべきであるということが、カンボジアの事例から明らかになったと言えるのではないのでしょうか。

提案

法制度の運用には、法の担い手と国民という二つのアクターがおり、順調な運用のためには両方のアクターの協力が必要です。従って、彼らに基礎的な法の知識を与えつつ、当該制度の趣旨とその意義を理解してもらうことが非常に大事なことだと思います。ご清聴ありがとうございます。

(長谷川) カンボジアグループの皆さん、ありがとうございました。

(植松) 続いて、「モンゴルにおける牧地に関する法制度について」、名古屋大学のモンゴルグループ、ルハグワジャルガルさん、エンフジャブフランさん、ヘルレンチメグさん、サイハンゾルさん、サンチルオヤーさん、発表をお願いします。

個別報告 (3) 「モンゴルにおける牧地に関する法制度について」

B. ルハグワジャルガル、バトバイル・エンフジャブフラン、B. ヘルレンチメグ、
G. サイハンゾル、エルデネオチル・サンチルオヤー (名古屋大学モンゴルグループ)

モンゴルについて紹介

(B.ルハグワジャルガル) 皆さん、こんにちは。私たちはモンゴルにおける牧地に関する法制度について発表します。私は名古屋大学法学研究科の新入生であるルハグワジャルガルと申します。よろしくお願いします。

まずはモンゴルの歴史と政治制度について簡単に説明します。モンゴルにとって、世界史において最も記念すべき年は、1206年です。その理由は、モンゴルの歴史において最も有名な人物であろうチンギス・ハン皇帝がモンゴル国を統一し、その時代の最も大きな国となるモンゴル帝国を創建した年だからです。それから年月が経過するにつれてモンゴル帝国の権力が弱くなり、1650年ごろには、清の支配下の国となりました。清の支配はその後、約200年も続きましたが、1911年と1921年に行われた独立運動を経て、最終的には1924年11月26日に初の憲法を制定しました。以降、この日がモンゴルの独立記念日となっています。

そこからモンゴルはずっと社会主義の国でしたが、1990年から民主化運動により民主

主義が誕生しました。自由選挙も認められ、立法府である国家大会議の議員が4年ごとに選挙により任命されるようになりました。また、大統領は基本的に国民の統合の象徴であり、6年ごとに選挙により任命されています。政治制度に関しては、1992年の憲法によりモンゴルは議院内閣制を認めたと言う研究者もいれば、他の議院内閣制の国と比べてモンゴルの大統領の権力は大きいところがよくあるので、半大統領制を持っている国だと言う研究者もいます。

モンゴルの地方公共団体の仕組みは、地方自治議会と国家行政管理官から構成されています。地方自治体議会とは、その地方の住民総会であり、選挙により公選されます。国家行政管理官は基本的に当該地方の首長であり、地方自治体議会の提案に基づき行政機関から任命されます。

続いて、モンゴルの文化と気温などについて説明します。モンゴルはロシアと中国という二つの大きな国に挟まれた内陸の国です。モンゴルの面積は約156万km²で、日本の4倍の大きさです。人口は約336万人で、人口密度が世界で最も低い国です。モンゴル人は遊牧民としての伝統を持っています。遊牧民とは、移動型の生活類型を持っている人々をいいます。現在のモンゴルでは全国民のうち約230万人が、都市であるウランバートル市に住んでいます。ということは、今もなお、国民の30%以上が田舎に住んでいて、家畜を育てる遊牧生活を維持しているということです。モンゴルの国土の約70%は草原であり、大体は牧地として利用されています。牧地とは、家畜を育てる目的の土地をいいます。モンゴルの遊牧民はブタ、ウマ、ヤギ、ヒツジ、ウシといった5種類の家畜を牧地において育てています。

モンゴルには春夏秋冬と四つの季節があり、夏と冬の気温の差は非常に大きいです。夏は40℃に達するときもあり、冬はマイナス35℃やマイナス40℃に達するときもあります。遊牧民はこの過酷な寒暖差の中で家畜により飼料を提供するために、季節ごとに牧地を移動します。モンゴルの気候は、よく乾燥していることも特徴です。

続いて、モンゴル人の料理についてです。モンゴルの伝統的な料理は赤い食べ物と白い食べ物で、どちらも家畜から作られるものです。赤い食べ物は基本的に家畜の肉で、冬によく食べられてきました。白い食べ物は家畜のミルクで作る乳製品で、夏によく食べられてきました。現在は伝統的な料理は田舎でよく食べられており、都会ではさまざまな加工料理文化が誕生しています。つまり、根本的にモンゴルの生活は家畜と切り離せないものだということです。

牧地制度の歴史的流れ

(B.ヘルレンチメグ) 名古屋大学法学研究科新入学生のヘルレンチメグと申します。ここからは、遊牧・牧地の起源とともに、封建時代から現代に至るまでのモンゴルにおける牧地制度の歴史について話していきます。

モンゴルは中央ユーラシアに存在する国です。紀元前3000年前に中央ユーラシアの地域の気温が著しく下がり、農業や耕作が非常に難しくなりました。そのことから、この辺りに暮らす人々が馬をはじめとするさまざまな家畜を人に慣れさせて、季節ごとに移動する遊牧的な生活形態が発生したといわれています。ここで、なぜ家畜を一定の場所に定住しながら育てずに、四つの季節ごとに移動する遊牧的生活形態を選んだのかという疑問が

浮かぶ人もいるかもしれません。その疑問への回答としては、激しい気候条件が考えられます。毎年変化のない一定の降水条件の下においては定住牧畜がよく発達しますが、その一方で、モンゴルのように気候条件が激しく変化する地域では、牧畜を定住化させると牧地と草原を有効に利用できなくなり、ひいては家畜の頭数が減少する恐れがあります。また、自然災害に見舞われた場合に多くの頭数を失う恐れがあるため、このリスクを回避し、草原の効率的な環境を維持するために遊牧民的な形態が選ばれました。

モンゴルに初めて国家が制定されてから 20 世紀まで、モンゴルには封建制度が存在しました。王様や君主、教会など、上級の地位に属する人々が家畜を数多く所有し、季節ごとに移動しながら当該地域の牧地の管理を行ってきました。昔からモンゴルでは土地の所有権という概念がなかったため、土地と牧地は共有のものと理解されてきました。その一方で、一般国民である牧民たちは家畜を所有せず、自分が属する君主の支配の下で家畜の飼育とケアをしていました。

モンゴルは 1950 年から社会主義の国となり、モンゴル国全域で農牧業の集団化が行われました。この表れとして、1950 年に各地で農牧畜協働組合であるネグデルが編成されました。ネグデルの管轄は、地方自治体の県の下にある村の管轄にほぼ重なる単位でした。当時、個人の所有権等は認められず、家畜はネグデルの財産で、ネグデルのメンバーは共有の家畜を分業して飼育していました。当時、ネグデルは社会において幾つかの役割を果たしていました。例えば畜産物を加工したり、食肉と乳製品を首都に販売するロジスティクスの機能を持ったり、当該地域の行政、教育、医療などを提供する自治体の役割を果たしたり、自然災害や他のリスクを共有の力で乗り越える保険ともなっていたといわれています。

モンゴルは 1990 年に社会主義を放棄し、民主主義体制に移行しました。それによってネグデルは解体され、家畜が牧民たちに私有化されました。要するに集団的牧畜経営から自立的牧畜経営に移転したのです。民主主義体制に移行して以降、牧地の管理に関する議論が活発化し、世界銀行やアジア開発銀行は、土地、その中でも牧地の私有化を頻繁に提案したものの、国民の反対や、牧地私有化・定住化による牧地悪化の懸念から、牧地の私有化は否定され続けてきました。

現代モンゴルの牧地問題

(エルデネオチル・サンチルオヤー) 名古屋大学法学研究科修士 1 年生のサンチルオヤーと申します。現代モンゴルの牧地問題を紹介します。

モンゴルは昔から牧地を共有で利用してきました。過去、遊牧民が牧地や家畜数を可能な限り増やそうとしたため、牧地の余力がなくなり、過放牧が起り、植生劣化および砂漠化が起り、結果としてコモンズの悲劇の問題が起りました。2015 年の自然環境・観光省の調査によれば、モンゴルの牧地の 7% は砂漠化し、76% では牧地悪化が発生しています。

参考までに家畜数を確認してみましょう。2020 年の家畜数は約 6700 万頭にのぼり、社会主義が崩壊した 1990 年と比べると、約 3 倍に増加したことが分かります。大きな変化は、家畜の中でヤギが最も多く、約 5 倍に増加したことです。それはカシミア生産と関係があります。ヤギは草の根まで食べてしまうので、過放牧の大きな原因の一つとして考

えられています。また、気候環境局の調査によれば、全牧地の半分以上が牧地余力を超過しています。こういった牧地問題に直面しているのが現状です。

牧地に関する法制

続いて、牧地に関する法制を説明します。モンゴル国憲法においては、家畜は国の富であり、国の保護の下に置かれると定められていて、牧地の私有化は禁止されています。土地法において、牧地に関する幾つかの規定が置かれています。土地法 52 条 2 項では、牧地の植生劣化を予防し、回復するために、当該地域の特徴、伝統および牧地牧養力を考慮し、地方自治体議会会議の提案により村長が遊牧民の世帯に契約に基づいて冬営地・春営地用の牧地を利用させることができる。夏営地・秋営地用の牧地とオトル（いわゆる小規模の不定期な移動による牧畜）は宿営地集団を単位として割り当て、共同で利用する、と定められています。牧地利用契約では、県と村の地方自治議会が環境、社会、経済の状況を考慮し、利用可能な牧地を決定することとなっています。このように牧地に関する権利は四季によって異なっています。夏営地・秋営地用の牧地は共同で利用するのに対し、冬営地・春営地用の牧地の場合は契約に基づいて利用できるという牧地利用権が認められています。契約は必ずしも義務的ではありません。また、牧地利用契約に関しては村長に幅広い裁量権が認められているため、地方自治体によって契約の内容や規制が異なります。そして、夏営地・秋営地の牧地は牧地として利用されているにもかかわらず、利用契約対象外にあるのは、一定の合理性を欠くと思われま

す。土地法に戻ると、土地法 52 条 7 項によれば、冬営地・春営地用に建設された個人のゲル、家屋の柵内の土地は遊牧民が保有でき、保有権が認められています。

土地法上の保有権と利用権について簡単に説明すると、保有権とは、処分権利を持たず、契約上の条件・目的に従い自らの管理に置くこと。それに対して利用権とは、処分権利を持たず、契約範囲において土地の何らかの性質を利用することと定められています。期間は保有権の方が長いです。権利者も異なりますが、牧地利用の場合は常に同じです。保有権と利用権の両方とも処分権はありませんが、保有権の場合は抵当権が認められている点で違います。

牧地法の提案

（バトバヤル・エンフジャブフラン） 名古屋大学法学研究科新入学生のエンフジャブフランと申します。牧地法の提案に関して説明します。

牧地法に関する議論は 2007 年に始まりました。2007 年と 2010 年に内閣提案が否決され、2017 年と 2019 年に再度議論となり、四季営地用の牧地は契約に基づいて利用すること、牧地に応じて家畜の数に制限を設けること、集約畜産としての牧地利用に関する追加点などが含まれた国家大会議議員提案が現在審議中となっています。

牧畜を主産業とする産業国の経済的および社会的発展にとって、持続可能な開発の基盤としての牧地と干し草畑の適切な利用と保護の問題は、差し迫った社会問題となっています。牧地悪化と過剰放牧の主な原因は、現在の牧地を共有で利用する無責任な法制度だという意見があり、牧地法案で以下の提案が出されました。牧地の利用者は牧地を保護し、牧草に与えたダメージを取り戻す措置を行う者でもあるため、無料での土地利用を許さず

に、牧地の利用料を支払うことを求めて、家畜産業の効率性を増加させ、モンゴルの激しい冬にうまく対処できるように災害などの被害を最小限にとどめて、遊牧民の収入を増加させる必要があるというものです。牧地法案（2019年）では、牧地を「共有で利用される牧地」と「契約上利用される牧地」の2分類に分け、契約上利用される牧畜には、遊牧民の四季による牧地、オトル財源牧地、家畜産業に関わる牧地が入り、契約があった場合だけ利用できるようになっていることが特徴として挙げられます。

地方自治体の牧地利用に関する規則

次に、地方自治体の牧地利用規則に関して説明します。自治体の牧地利用に関する規則を見ると、自治体はその県・村の特徴により、おおむね同様ではありますが、幾つか異なる規則を規定しています。バヤンホンゴル県バヤンツァガーン村の牧地利用に関する規則では、牧草の収容力の計算が規定され、政府機関が毎年計算して適切な量を決定し、その決定が順守されるよう監督を行うことになっています。

バヤンホンゴル県バヤンツァガーン村、ホブド県エレデネブレン村、ウブス県トルゲン村という三つの自治体がそれぞれ制定した牧草地利用規則の類似する点と異なる点を見てみましょう。三つとも牧地利用計画や利用規則を定めていますが、バヤンホンゴル県バヤンツァガーン村の規則は、どのような根拠で何を考慮して牧地利用の計画を立てるかに関して一般的に定めるものでした。しかし、ホブド県エレデネブレン村とウブス県トルゲン村の規則は、どの季節の牧地か、牧地の場所の名前、何月何日から何月何日までの期間かといった、より具体的なスケジュールを含むものでした。

牧地利用契約について

（G.サイハンゾル） 次に牧地利用契約について話したいと思います。私は名古屋大学大学院法学研究科新入学生のサイハンゾルと申します。

牧地利用契約は、牧地の適切な利用を義務化する手段として使われています。牧地悪化をはじめとするさまざまな問題の責任を誰が負うかは今まで不明で、解決されずに来ました。そのため、遊牧民たちは土地法と民法の条文に基づき、村長との間に長期間の牧地利用契約を締結しています。

一番注目してほしいのは、牧地利用契約で行われているのは、新しく土地を保有することではなく、今まで住み家畜を放牧してきた牧地を契約によって認証していることだということです。牧地の認定を保護するとともに、いろいろな課題を解決につなげることが重要ではないかと考えられています。当該契約により、牧地の質と、それに限定されている家畜の数を監督できることも特徴的です。

牧地利用契約の手続きについても説明しておきたいと思います。それは全体的に三段階に分けられています。最初の段階は、遊牧民世帯を集めて、共有の牧地を契約によって利用することを交渉し、村長と牧地利用契約を締結するときの代表者を選ぶことです。次の段階は、牧地利用契約によって利用する牧地の境を全員で話し合うことです。話し合った結果を基に、最後の段階として村長と牧地利用契約を締結します。村長がこれに関する命令を出すことは一般的な流れとされています。

次に、牧地利用契約の権利と義務に関して説明します。遊牧民は、利用している牧地を

悪化させず、牧地を適切に利用し、村長が決めた牧地に割り当てられた飼育可能な家畜の数を守り、それを超過した家畜を牧地に移動させない義務があります。これに対して村長は、遊牧民の牧地に関する権利と利益を守り、その契約を監督し、毎年、遊牧民に対して環境計画を出すことを命じます。

牧地利用契約の原則は、近隣の遊牧民の権利と利益を尊重し、牧地の目的外利用を禁止することであり、契約期間としては、少なくとも5年間安定的に利用することが条件となっています。牧地利用の費用に関しては、家畜の種類、牧地の場所、牧地の品質、悪化の程度といった要素で異なっています。契約解約条件としては、牧地の悪化の程度、その土地での家畜数制限の超過、公益のために契約を期間の前に解約する場合などが挙げられます。

現在では、牧地利用契約による顕著な効果が表れています。例えば18県184村の牧地利用契約のうち、1000の契約は土地台帳に記録されています。その上、2020年の牧地利用契約の実施評価報告書によると、契約により牧地で放牧できる家畜数とその条件を調整した結果、2600万haの悪化牧地が回復しています。また、他の側面としては、牧地利用契約により遊牧民たちが協力して牧地利用に関する短期間・長期間の計画を立てて行動するようになってきていることも、望ましい結果につながっていると考えられています。

まとめ

今回の発表では、「制度変化の連続性」をテーマに、モンゴルの牧地に関する法制度を紹介しました。遊牧生活はモンゴル人の歴史と文化、慣習から切り離せないものです。しかしその一方で、牧地を共同で利用してきた結果、牧地が悪化しコモンズの悲劇の問題が起こっています。このような状況では、国による一定の規制が必要となりますが、現在のモンゴルにおいては牧地利用に関する独立した法律は存在しないものの、憲法や土地法において幾つかの規制があります。

土地法に基づき各地方自治体が牧地利用に関する規則を定め、牧地利用契約を締結し、牧地の保護を促しています。立法においては、牧地法案が10年以上かけて真摯に議論されている状況です。それぞれの地方における土地利用契約に関する実務経験を生かしながら、遊牧文化、牧地保護、遊牧民の利益を図る制度を目指していくことが重要であると考えています。ご清聴ありがとうございました。

(植松) 名古屋大学のモンゴルグループの皆さん、発表をありがとうございました。

続いて「多民族国家ベトナムの法と慣習」について、慶應義塾大学法学部法律学科3年の長谷川満優さん、発表をお願いします。

個別報告(4)「多民族国家ベトナムの法と慣習」

長谷川 満優 (慶應義塾大学法学部法律学科3年)

改めまして、慶應義塾大学法学部3年の長谷川満優と申します。私は「多民族国家ベト

ナムの法と慣習」というテーマで発表します。

法制度の整備が十分でない開発途上国に対し、その立法や法律家の養成を支援する法整備支援は、多くの国々において実施されてきました。支援するに当たり、単に他国の法律をそのまま移植するだけではその地に根付くものとはならないので、対象国が主体となり、調査を十分に行った上で、現地の実情に合った制度を構築する必要があります。

この発表では、法整備支援を行うに当たっての重要な鍵、あるいは障壁となるであろう慣習、特に少数民族の伝統や慣習がどう扱われるべきかについて、ベトナムの歴史をたどりながら検証していきます。まずベトナムの民族政策について簡単に紹介して、その中でも民族法制定計画について次に詳しく取り上げます。その後、婚姻・家族法の変遷に焦点を当て、ベトナム法における民族や慣習の扱いについて研究します。

はじめに

初めに、ベトナムを選んだ理由について説明します。ベトナムは約 1000 年にわたる中国との朝貢関係、フランスによる植民地支配、南北の分断・統一を経験しており、かつ 54 もの民族を抱えた国です。その歴史をたどることにより、慣習がどのように尊重され、または消えていったのか、さらには法の重層性も確かめることができると考えました。また、発表の中でアンナンやトンキンという地名がたびたび登場しますが、アンナンは中部ベトナム、トンキンはベトナム北部だというイメージだけ持っていてください。

ベトナムの民族政策

ベトナムには現在、人口の多くを占めるキン族と、53 もの少数民族が暮らしています。このような多民族国家において、少数民族は法の中でどのように扱われてきたのでしょうか。ここでは、植民地時代のフランスによる慣習法の編纂、国家による慣習法の研究、民族確定作業、民族法制定の取り組みという四つの政策を簡単に紹介します。

一つ目は、フランスによる慣習法調査および編纂についてです。ベトナムは 1887 年から 1945 年までの約 60 年間、フランス領インドシナとしてフランスの植民地支配を受けていました。当時、ベトナム中部から南部にかけての中部高原地域を含むアンナンは保護領とされており、原則、現地の政治組織や法が維持されることとなりました。しかし、中部高原には村以上の政治組織や法がなかったため、フランスは現地の慣習法を正当な法として制定することにより統治し、フランス人による少数民族の慣習法の調査・編纂が行われました。この慣習法は現地の制度を重んじたものとして整備されたものでしたが、現地の文化や慣習に則したものだだったので、条文が詩の形を取っていたり、法と宗教が分離されていなかったりと、その内容は非合理で、法的手続きも合理的とは言えないものでした。このときに作られた慣習法は後ほど紹介します。

二つ目は慣習法の研究についてです。これは国家の奨励によるものもあります。キン族の集落に対し、先住少数民族の集落の開発が遅れているのは、少数民族の慣習を考慮した開発計画が立案されていないからだという意見がありました。これを受けて 1990 年代には、多様性を持つ社会が、それにふさわしい自立の仕組みを持つ試みとして、先住民の慣習やキン族の郷約などの研究を行い、その研究の成果は研究書として公刊されています。この研究書は、共産主義のイデオロギー色の強い出版社である国家政治出版社から刊行さ

れており、国家の要請として研究が進められていたことが推測できます。

三つ目は民族確定作業です。1960年代には国家が民族の分類や名前を決定する民族確定作業が進められました。これは、諸民族の平等を実現することで社会主義政策の優位性を示すこと、また、ベトナム人意識を持たせることにより国民の統合を図ることが目的でした。この頃にはベトナム戦争も行われていて、その動員をスムーズにする目的もあったそうです。現在、ベトナムには54の民族がいますが、これはこのときの民族確定作業によって定められた数字です。

四つ目は民族法制定計画についてです。1990年代から少数民族独自の法としての民族法の制定が議論され始め、調査や会議が重ねられましたが、実現には至っていません。なぜ制定が計画されたのか、それがどのような内容だったのか、なぜ挫折したのかについて、次に詳しく述べたいと思います。

民族法制定計画

民族法制定計画の始まりは、1989年の政治局22号決議で、少数民族の自治を重視し、伝統文化や価値観を尊重することが明記されたことでした。当初は1995年の成立を見通して調査や会議が進められたものの、1990年代後半に失速し、2000年代から再び制定に向けた動きが起こったものの、結局実現することはありませんでした。民族法の草案は2003年までに計19回作成されたことが確認されていますが、これほど活発に議論されたにもかかわらず、なぜ民族法は成立しなかったのかということを計画の背景と経緯を確認しながら検討してきます。

計画は1989年から始まりましたが、この背景として、第1にドイモイ以降の政策転換とドイモイによる弊害が挙げられます。ベトナムでは1986年から経済を再建するためのドイモイ政策、日本語でいう刷新政策が行われました。それ以前の民族政策は、少数民族の生活文化や慣習を開発や改善の対象と捉えて進められるものが多かったのですが、ドイモイが始まって以降、少数民族の生活や文化に対する従来の見方が見直され、保存や奨励の対象とされるようになりました。これと関連して、ドイモイによる弊害を改善しようとしたことも背景にあります。少数民族の多く住む山間部はインフラや交通網が未整備だったので、ドイモイで導入された市場経済から孤立してしまい、ドイモイによる経済格差と学費・医療費の有料化により教育・医療サービスが後退し、さらには土地争いといった弊害も生じ、これに対応する必要がありました。また、山間部の経済開発による国家側の利益と少数民族の権利を調整する必要もありました。

第2に、土地を巡って民族間で紛争が頻発していたことが挙げられます。中部高原地域に住んでいた先住少数民族は、ベトナム戦争による強制移住、新経済区政策によるキン族の大量入植、ドイモイ政策による自由移住などにより土地を失い続け、中部高原では土地紛争が頻発しました。新経済区政策とは、人口の密集する平野部のキン族を山間部に大量に移住させ、農場を開くなどして経済開発を促進させようとした政策のことです。

1993年に民族評議会が主催し、民族学会の研究者から意見聴取を行った民族法に関する科学会議では、この土地問題について言及していて、「特に法が相応に注意を向けなければならないのは、各民族関係である」「民族法は、各民族間の関係を調整するため、早急に作る必要がある」との発言がありました。こうして始まった民族法制定計画は、民族

の慣習法に関心が寄せられました。しかしながら、キン族の村の場合は多くの郷約が文書化されて残っていたものの、他の少数民族は文字を持たなかったので、慣習についての資料がありませんでした。そこで政府は、先ほど紹介したフランス植民地時代の慣習法を参考にしようとしたのですが、その非合理性から、民族法制定に大きく貢献するものではありませんでした。

例えばフランスが編纂した慣習法の一部で、不法行為の条文では、現地の慣習として、評決のときに判事が韻律詩をうたうという習慣があり、それをそのまま法律として書き起こしたので条文が詩の形を取っています。少し見ただけでは内容がよく分からない形になっています。民族法の内容は、草案が公開されていないので明らかにはならないのですが、唯一入手できる第7次草案では、民族の慣習法との関係について、第19条で「ある民族の経済利益、政治、文化、風俗、習慣に関わる問題を解決するとき、問題の程度に応じて、国家機関は、決定前にその民族の幹部、知識人、長老の話聞き、話し合わなければならない」とされており、現地の慣習を重んじる条文であったことが伺えます。

しかし、結局、民族法は成立することなく、計画は挫折することになります。1996年に13度目の草案が完成した後、国会の法律委員会が政治局に対し民族法の提出を行うものの、政治局はその草案を拒否しました。その理由としては、提出された草案の内容が少数民族の文化を主体とするものだったことが考えられます。先ほど述べたように、当時の政策は少数民族の文化を保護する方向にはなっていたものの、政治局が期待していたのは土地紛争問題の解決に向けて各民族関係を調整するものであり、文化面を主体とする草案は受け入れられなかったのだと考えられます。

1999年に再び策定作業が開始されますが、このとき、起草に携わる機関の構成が変化しました。文化関係の条項を盛り込むことを主張していた民族学会や文化情報省が起草のメンバーから排除され、内務省（今の公安省）など、治安担当の機関が起草のメンバーに入りました。2001年と2004年には中部高原で先住少数民族による暴動が発生し、これが民族法の目的を少数民族文化の保護・尊重から少数民族の管理へと転換させることになりました。

しかしながら、このときも民族法が成立することはありませんでした。なぜかというところ、政治局の期待どおりに文化面主体ではなく経済や社会面主体の民族法にするのであれば、中部高原で生じている土地問題に触れることになりますが、これは政権による新経済区政策と自由移住の容認を原因とするものなので、民族法を制定することが政権の過ちを指摘することにつながり、暴動を起こした少数民族を刺激しかねないためだそうです。もっとも、少数民族に関する法律の制定が諦められたわけではありません。ベトナムでは2021年現在も少数民族に関する法律を制定するための取り組みがなされており、民族固有のルールを無視できないものと捉えていることが伺えます。

また、民族法というトピックから少し話はそれますが、最近の少数民族政策として、経済分野では2016年から行われているプログラムがあり、さらに今年の7月に決定されたプログラムもあります。前者はITを活用して企業と農民を直接つなぐプロジェクトで、現在も行われています。後者は少数民族と山岳地帯の開発の促進に貢献し続けるために科学技術省と少数民族委員会が署名した共同プログラムで、政策を行う側の意識や能力の向上、少数民族の科学技術の利用の促進などが定められています。

また、現在、少数民族内での COVID-19 の広がりが深刻な状況にあり、お祭りや宗教活動を行わないよう呼び掛けて監督しています。少数民族内で COVID-19 が広がっているのは、やはり共同体として団結し、お互いに助け合うという文化によるものだと考えられます。コミュニティや村のリーダーは、その地域の人々に信頼されているので、国側は彼らと協力することで流行を阻止しようとしているそうです。

民族法制定計画の流れを見ていて私が感じたのは、実際に生じている問題や当事者たちが必要としていることに対応できる法律でなければ成立は難しく、仮に成立したとしても本当に使える法律となる可能性は少ないということです。また、慣習についての調査は必要となるものの、文字の資料として残っていることは少なく、いかに現地の慣習を把握するかということが課題となると思いました。

婚姻・家族法

少数民族の権利や文化の保護を民族法のように直接的に法律にすることがかなわなかったからといって、国家がこれらを無視しているわけではありませんが、その他の法律内で少数民族の文化や慣習を尊重するような姿勢は見られるのでしょうか。最後にベトナムの婚姻・家族法について、特に夫婦財産制の規定に注目し、その歴史をたどりつつ検討します。

現在ベトナムで施行されている婚姻・家族法は 2014 年に完成したのですが、その歴史は古く、15 世紀までさかのぼります。15 世紀から 19 世紀までベトナムではホンドゥック法典という独自の法が施行されており、ここで夫婦共産制が定められていたということが注目に値します。

19 世紀からはジャロン法典が施行されていました。これは中国の大清律例という法律の引き写しであり、一夫多妻制で、妻の地位は低く、男女は不平等でした。

次に、フランス植民地時代には、準直轄領のトンキンではトンキン民法典が、保護国のアンナンではアンナン民法典が施行されましたが、こちらも結婚した女子の無能力や相続についての男女間の権利の不平等を定める規定が置かれていて、家父長制家族制度を維持したものでした。

次に、南北分断期の北ベトナムでは、1959 年に結婚・家族法が採択され、一夫一婦制や男女平等が定められました。南ベトナムでも同時期に家族法典が制定され、こちらも一夫一婦制が確立しました。南ベトナムでは 1964 年にデクレ・ロワという法律も施行されていますが、これも一部の場合を除いて夫婦の財産は全て共同財産とされました。

南北統一後は、1959 年の結婚・家族法が全国統一で継承されたものの、姦通、夫人への虐待、多妻、早婚などがベトナム社会に依然として存在していて、特に南部での実施が困難に見舞われていました。そこで、実施を推進するために法律の理解や教育、宣伝が行われるようになり、1980 年にできた憲法では男女平等、夫婦平等を明記し、「家族は社会の細胞である」という文言が前文に置かれることとなりました。

次に、1981 年から始まった刑法や民法など 60 の法令の制定を目指す立法五カ年計画により、1986 年に新結婚・家族法が制定されました。1959 年法では特有財産の領域が明確に承認されていないことが問題でしたが、1986 年法ではその部分を明確にしています。

その後制定された 2000 年と 2014 年の婚姻・家族法でも、夫婦の財産は共同財産と個別

財産に区別され、夫婦財産に関する規定は2000年法では7条分だったものが、2014年法では18条分まで拡大し、内容が充実していることが分かります。また、婚姻は任意で、一夫一婦制、夫婦の平等が明記されていることも変化ありません。

民族の慣習についてはどのように規定しているのでしょうか。1959年法の35条は、「特定の状況に応じて、少数民族が居住する地域では、現行法を調整するための規定が制定される場合がある」としており、少数民族の慣習があることを念頭に置いていることが分かります。2014年法は、第4条で「時代遅れの風俗、習慣を払拭し、おのおのの民族のアイデンティティを反映する優良な伝統、風俗、習慣を發揮するよう国民に呼び掛ける」、第7条で「本法に反しない限り、民族のアイデンティティを反映する優良な習慣が適用される」としており、2000年法でも同じことを認めています。何が優良であるかの判断はどうするのかという疑問は残りますが、民族の慣習を尊重するような規定が置かれています。これは、ドイモイ以降の少数民族の伝統文化や価値観を尊重する方針が反映された規定だと言えます。

婚姻・家族法は、民法よりかなり早い段階で制定されていて、改正も頻繁に行われていることから、ベトナムにとって家族に関する事柄は重要事項であることが伺えます。

まとめ

「家族は社会の細胞である」という文言が1980年憲法で登場し、その後も1992年憲法の条文や2000年婚姻・家族法の前書きに明記されていて、家族が社会を構成する重要な要素であることが分かります。その後の改正により「家族は社会の細胞である」という言葉自体は表れなくなりますが、それは法律が法律として洗練されてきた結果であり、その考え方自体が消滅したわけではないと考えています。婚姻や家族に関する法が民法の一部ではなく婚姻・家族法として独立していることから、ベトナムにとって家族は国家や社会と強く結び付くものであるのだと思います。

また、南北統一後の婚姻・家族法が南部で根付かなかつたように、現地の慣習や伝統を理解し、どのように対応するのかを考えなければ法は機能しません。法改革をする際には、民族の慣習の根強さをいかに把握できるかが鍵となると思います。

以上のように、ベトナムは中国からの影響、フランスからの植民地支配、南部の分裂と統一を経験し、そのアクターが変化する状況にあつたにもかかわらず、私が確認できた限りで、15世紀から続く夫婦共産制や、今でも根強く存在している慣習など、法制度の連続性を見て取ることができました。法整備支援を行うに当たっては、現地の人々の心の中にある意識にまで耳を傾け、現地の実情に合う法律の整備が求められると思います。

今回、調べ切れなかった部分は、今後の研究の課題としたいと思います。一つは夫婦財産制についてももう少し深く調べたいと思っています。制度は背景事情によってその都度変化することがありますが、例えば中国の影響を大きく受けたジャロン法典で夫婦財産の規定がどうなっていたのか分からなかったのも、そこを調べたいと思います。

また、挫折後の民族法制定計画を再スタートさせるとき、目的やメンバーが大きく変化したことは分かりましたが、そのときの人々の反応がどうだったのか知ることができれば、法整備支援にも生かせるのではないかと考えています。

そして、北部と南部で根付き方に差があつた1959年の婚姻・家族法はどのように宣伝

活動や教育が行われたのか、また、この法律に限らず、法律を根付かせるための教育などはどのように行われるかなどを知りたいと思っています。

最後に、日本は民族が多くなく、民族間の問題も他国より少ないが故に、その視点が日本の法整備支援に足りない部分ではないかと思うので、もし自分の国は民族にこのような対応や政策をしているということがあれば、ぜひコメントを頂けたらと思っています。ご清聴ありがとうございました。

(植松) 長谷川さん、発表をありがとうございました。それでは、ここで休憩を挟みます。休憩中はカメラ、マイクはオフで構いません。16時になったらお戻りください。よろしくお祈りします。

—休憩—

全体討論「制度変化の連続性」

(植松) 全体討論に移りたいと思います。ここからは、モデレーターである松尾弘教授と共同で進めてまいります。進め方ですが、最初に個別報告への質問やコメントを受け付けた上で、全体討論のテーマである「制度の連続性」について議論していきます。

それでは、先ほどの四つの個別報告に対する質問を受け付けます。質問の際には、どの個別報告者に対する質問かを明確にし、名前と所属を簡単に紹介した後、質問やコメントをお願いします。質問やコメントのある方は、挙手ボタンを押すかマイクをオンにして質問をお願いします。また、チャットボックスからも質問を受け付けています。

(深沢) 慶應義塾大学大学院法学研究科後期博士課程3年の深沢瞳と申します。今日はモンゴルの皆さん、カンボジアの皆さん、慶應義塾大学の皆さん、ご報告ありがとうございました。

モンゴルチームの報告に対して質問があります。モンゴルでは遊牧民族が牧地を利用するに当たり牧地の利用契約を締結しなければならないという点について、大変興味深く伺いました。その点について一つ質問があるのですが、モンゴルの遊牧民の人たちは牧地利用契約をの導入に反対したことはなかったのでしょうか。例えば、牧地利用契約を締結せずに牧地を勝手に利用するような遊牧民の人たちはいなかったのでしょうか。その点について教えていただければと思います。

(G.サイハンズル) モンゴル人は、牧地利用契約ができる前は、契約を締結せずに土地を使っていました。しかし、これによって牧地で飼育可能な家畜の数を超えて、牧地悪化の問題が生じました。従って、遊牧民たちはみんなで集まってこの問題を解決しようと思ひ、自分たちで牧地利用契約を締結しようという流れになりました。現在調べているところでは、基本的に遊牧民たちの牧地利用契約への反対意見はありませんでした。

(深沢) つまり、牧地利用契約は国が決めたというよりも、遊牧民の人たちが中心にな

ってその制度を作ろうと動き始めたという理解でよろしいでしょうか。

(G.サイハンゾル) そのとおりです。

(深沢) モンゴルには、遊牧民の人たちの意見を取りまとめるような組合や団体のようなものがあるのですか。

(G.サイハンゾル) この場合は、遊牧民世帯を集めて牧地利用契約を締結するリーダーを決めて、そのリーダーが、ある県や、ある村の村長と牧地利用契約を締結します。「私たちはこの境のこの牧地を利用しようと話し合いました。この契約を命令によって認証してください」という意見をリーダーが村長に対して言うというのが一般的な流れです。

(エルデネオチル・サンチルオヤー) 追加で申し上げますと、全国において、各地の遊牧民が集まって牧地利用者委員会を作っており、そこで牧地提案に対して遊牧民の意見をまとめています。

(深沢) ありがとうございます。私からの質問は以上です。

(クム・カエマリー) チャットに山下先生から私のグループに対するコメントを頂きました。そのコメントに対して、まずカンボジアの状況を少し紹介してから、先生のコメントに対する質問も幾つかあるので発言させてください。

まずカンボジアでは、公証人、公正証書が本当に重要なものと思われています。民法の条文では、土地の売買契約だけでなく、担保設定などにも公正証書が求められています。しかし、実際には公証人の人数が非常に少なく、公証人に関する法律もありません。そこで暫定的な措置として民法適用法に「公証人ではなくローカル政府による書面でもよい」と書かれてあり、実際に公証人による公正証書の作成もあれば、ローカル政府による承認もあります。ただし、先生に紹介していただいたドイツやフランスとは違い、カンボジアの公証人は登記手続きを行うことができません。登記手続きを行うことができる機関は国土省の下にある地籍管理局です。地籍管理局はローカル政府を通じて登記手続きを行うことができます。この点がドイツやフランスと違うところだと思います。先生のコメントは、登記手続きを行うことができる権限を公証人に与えれば登記手続きが簡単になるし、今までのような複雑な問題は生じないということだと思いますが、まず公証人制度の整理と、公証人をたくさん育成することがとても大事なことだと思います。

先生に対する質問としては、ドイツやフランスでは公証人は登記手続きを行うことができると書いてあるのですが、ドイツやフランスでは公証人はどのような地位があるのでしょうか。つまり、国家公務員なのか、それとも公証人法などという法律があって手続きを行うことができるのでしょうか。

(山下) 簡単に説明すると、ドイツやフランスの公証人というのは法律家です。日本であれば裁判官や検察官、弁護士と同じ資格を持ち、試験も同じで、むしろその試験や養成

の過程で最も成績の良い人たちが公証人になっています。つまり、裁判官より地位が高く、信頼の置ける人材です。従って、そういう人材なしに単に公証人制度を作っても駄目なのです。公正証書で契約を結ぶ際に、双方当事者に対し「この条項を入れたらあなたが有利になります」「この条項を入れたらあなたが不利になります」などと中立的にさまざまなことを教えて、「それでもこの契約をしますか」という話をした上で公正証書を作成します。ですから、裁判官と同じような役割があり、公正証書自体にもものすごく信用性があります。日本ですら、そこまでの信用性はありません。途上国になるとますますその人材が欠けるので、すぐにそういうものを作成することが難しくなります。そこに至るまでには別の手段もあるでしょう。

日本ですら、相続が開始したときに2~3年以内に登記しなければ過料、つまり罰則を設けるという議論がありますが、罰則を設けると、ますます登記をしなくなるのではないかと思います。むしろ、登記をしたらこういうサービスが得られるというような利点を与えられる制度にするのではないかと思います。例えば日本の戸籍制度は、戸籍をきちんと登録することにより、いろいろな住民サービスが自動的に行政側から来るようになっていきます。そういうものが、戸籍をきちんと届け出ようというインセンティブ（動機）になるわけです。ですから、具体的にどうしたらいいとは言えませんが、そういう工夫をしていくことが、公証人が育つまでの過渡期としては必要なのではないかと思います。

(クム・カエマリー) 先生、ありがとうございます。

(松尾) 今の山下先生のコメントと、それに対するカエマリーさんの回答、それから山下先生の回答をお聞きして、私もその問題に非常に興味を持ちましたので、質問とコメントをしたいと思います。

この問題は、カンボジア国家が土地法や民法により登記制度を導入したことと、現実の不動産取引においては必ずしも法律に従った登記がなされていないということとのギャップをどのように考えるかという、今日のテーマに深く関わる非常に重要な問題だと思います。先ほどのカエマリーさんの報告では、ソフトタイトルによる取引が実際には行われていて、それで事足りているので、登記のインセンティブを欠くという話でした。やはり登記してもらった方が権利の所在が明確になるし、取引も円滑になるのですが、登記してもらうために、どのようなインセンティブを付けるといいと考えられるのか、もし意見があれば、カエマリーさんや山下先生とともに、参加者の方にも伺いたいと思います。

ちなみに、先ほど山下先生からも指摘があったように、日本でも登記は100%ではありません。特に問題になっているのが、相続が起こったときに登記がされないことです。登記しなくてもあまり大きな問題が起こらないからということでしたが、今年の4月に民法・不動産登記法が改正され、不動産登記法上、相続によって不動産の所有権を取得したときは、3年以内に登記しないと10万円以上の過料に処せられるという不動産登記法上の登記義務が初めて導入されました。公布日である令和3年4月28日から2年を超えない範囲内において政令で定める日から施行されます。これは民法上の登記義務ではなく、不動産登記法という公法上の登記義務です。そうしないとなかなか登記してもらえないの

ではないかということですが、これはプラスのインセンティブというよりも、制裁を課して何とか登記してもらおうという困った状況です。本来は、やはり権利関係が明確になって権利保護が各自になるというインセンティブとともに、登記の手続きの費用をできるだけ安くしたり、期間を短くしたりすることも大事だと思います。カエマリーさんには、カンボジアで登記を申請するときの費用や、申請してから実際に登記が完了するまでの時間がどれぐらいかかるのか、お金も時間もかかって面倒くさいということなのか、もし分かれば教えていただきたいと思います。

もう1点は、これもカエマリーさんやソマリンさんの報告にありましたが、やはり最後は登記をすることの意味についての国民の知識や理解や意識を育む教育も大事ではないかということです。これも日本でも全く同じ状況があります。国民の知識や理解や意識を高めるために具体的にどのようなことができるのか、今日の参加者にはさまざまな法律家の方、専門家の方がいらっしゃるので、ご意見があればぜひ知恵を出していただきたいと思いました。

(クム・カエマリー) 期間として具体的にどれぐらいかかるかは一概に言うことができないと思います。ただ、私の田舎の土地の場合は、そもそもハードタイトルの所有権を持っておらず、母はまずローカル政府にソフトタイトルの手続きをして、その後、国の区画土地登記システムを通じてハードタイトルの手続きをしました。そのときは土地を買ってハードタイトルを取得するまで1年間ぐらいかかりました。うちの場合は土地取引などはしませんが、ハードタイトルをもらっていない時点でもし土地取引が必要になったらどうするのかというのが本当に難しいところだと思います。また、うちの場合はちょうど国の区画土地登記システムが行われる地域なので、手数料などがそれほどかからずにハードタイトルを作ることができました。まとめると、自分のケースでは1年間でしたが、他のケースがどうなっているかはよく分かりません。

(松尾) とても貴重で興味深いお話ですね。土地を買ったときの売買の代金はどのタイミングで払うのですか。まだハードタイトルを持っていなくても、ソフトタイトルができたらもう代金を払ってしまうのですか。

(クム・カエマリー) そうです。コミューン長の立会いの下で売買契約を結んで、その時にお金を支払いました。

(松尾) つまり、コミューン長がその売買契約の成立を認証したら、これも一種の公証で、そこで権利が取り引きされているという意識なのでしょうか。国家の法律上の所有権の移転は不動産に関する合意による所有権の移転の場合は登記の時に生じることになっているのですが(カンボジア民法135条)、取引の当事者間の意識では、コミューン長の下で売買契約をした時には権利が移っていると理解されていたということでしょうか。これは法律上の表現としては正確ではないので気を付ける必要がありますが、そこで決済されているということは、もうそれで自分のものになったという意識が当事者の間にはあったということなのでしょう。

(クム・カエマリー)　そうです。母はそのつもりで、その土地は自分のものだと思っていました。私も正直そのときは土地制度について興味がなく、全然調べていなかったのですが、今回の報告に向けていろいろ準備して、あのときは本当に危なかったと今では思っています。

先生の二つ目の質問ですが、一つ目の質問とも関係してくると思います。例えば私の家族は、自分がソフトタイトルで取引を行ったこと自体は全く問題がないと思っていました。つまり、将来的に高いリスクがあるとは思わず、安心してこういった取引をしていたのです。私の母も私も含めて全く法律の知識がなく、その点についてコミュニケーション長なども全く説明してくれなかったので、何も知らずに危ない売買契約を結んだということです。ですから、私としては、ローカル政府などが国民に対し、「登記しないとあなたは将来的にこのようなリスクがある」という形で、基礎的な登記制度の存在意義などについてきちんと説明すればいいと思います。国民は理解するのが難しいかもしれませんが、法律家だけではなく、国民や地方公務員にもきちんと法教育を行う必要があると思っています。

(松尾)　ご指摘のとおりだと思います。日本でも、今回の民法・不動産登記法改正をいかに国民に分かりやすく伝えるかということで、法務省からはいろいろなイラストも使った紹介文書が出ると聞いていますが、法教育についても、もし今日の参加者の方から示唆があればぜひいただきたいと思いました。ありがとうございます。非常に参考になりました。

(植松)　他に何かご質問やコメント等がある方はぜひよろしくお願いします。

(長谷川)　今の話に関連して、私がモンゴルの発表で少し疑問に思ったことを教えてほしいのですが、牧地利用契約を結んだ後、契約に反して例えば牧地を悪化させてしまったときに何か罰則などはありますか。また、契約をきちんと守らせるために、それを守ることによるメリットなどが設けられていれば教えてください。

(G.サイハンゾル)　牧地利用契約は法律に基づいて締結されておらず、任意的に締結されているので、契約違反をしても、法律によって罰金を課されるという制度はありません。

(バトバヤル・エンフジャブフラン)　追加で申し上げると、契約履行の結果を、その年の末ごろにレポートとして出すのですが、そのときには、どのように契約が履行されたかが明確になります。法制によって違いますが、軽犯罪法、いわゆる行政責任法という法律がモンゴルでは定められていて、それによって主に罰金が課されます。

(長谷川)　ありがとうございます。

(植松)　他にご質問等がある方は、ぜひよろしくお願いします。

(松尾) 皆さんが質問を考えている間に、私もモンゴルについて一つ質問していいですか。

モンゴルの発表グループの皆さん、本当にありがとうございました。モンゴルの伝統的な牧地利用についてのルールをどうやって法律に乗せていくかという試みとして非常に興味深く伺いました。歴史のある制度をいかに法律に書いていくかというのはすごく難しいことだと思いますが、利用契約というものでそのルールを作っていくというのはすごく特徴のある取り組みだと思います。先ほどの話だと土地利用契約は登記されるということなので、これは本当にモンゴルの土地利用制度の現実を踏まえた活用方法だと思っています。

それと同時に保有権についても説明していただきましたが、質問は、保有権はどのようにして取得できるのかということです。保有権の期間は15～60年間で、40年の延長も可能ということですので結構強い権利だと思いますが、これを取得するためにはどうすればいいのでしょうか。あらかじめ当該牧地について何らかの権利を持っているといったことが条件になっているのでしょうか。利用権については、利用契約を結ばなければならないので、利用契約を結ぶかどうかは任意ということですが、保有権を取得するためにはどうすればいいか教えていただけるとありがたいです。よろしくお願いします。

(エルデネオチル・サンチルオヤー) 保有権の取得手続きに関しては、まず地方自治体に土地に関する課があり、その課に申請します。その申請が通った後に、村長と契約を結び、その後、その土地の登記を行うことで保有権の取得ができることになっています。ただ、ここに出てきている土地の保有というのは、冬営地と春営地の上に建設されている遊牧民の個人のゲルと柵内といった0.07haの土地のみになります。

(松尾) そうすると、保有権の取得を地方自治体の土地課に申請するためには、実際に冬と春にその土地を使っているという事実が存在していなければならないと理解していいですか。

(エルデネオチル・サンチルオヤー) そうです。どこのどんな土地かといった事実や、現在使っているという現状がないと申請できない仕組みになっています。

(松尾) なるほど。それを国の登記制度に乗せるための手続きが保有権の登記ということですね。

(エルデネオチル・サンチルオヤー) そうです。

(松尾) よく分かりました。それも土地の所在を明確にして登記に載せるための一つのインセンティブですね。

(エルデネオチル・サンチルオヤー) はい。保有権は利用権と比べると強い権利となっ

ていて、抵当権の設定も認められています。抵当権の設定の場合も土地課の許可が必要となっているので、あくまでもその許可が必要です。

(松尾) 抵当権を設定するためには土地課の許可が必要ということですね。

(エルデネオチル・サンチルオヤー) そうです。

(松尾) なるほど。仕組みがよく分かりました。ありがとうございました。

(植松) チャットに JICA 本部の井出様からカンボジアのグループに対して 1 点ご質問を頂いているので、読ませていただきます。「JICA 本部の井出と申します。まず本日のご発表はいずれも大変興味深く拝聴しました。東京からさまざまなプロジェクトを拝見していると、歴史背景や少数民族の多様性などにまで思いを至らせる機会が限られており、とても有意義な時間となりました。1 点、カンボジアについてお伺いしたいのですが、日本でも一般市民が不動産取引規制に詳しいわけではなく、不動産仲介業者（宅建業取引業者）が登記のアレンジなどを含めて法令を順守した形で対応しているように思います。不動産取引がこういったエージェントを介して行われるのであれば、こういった業者の監督という方法もあるかと感じましたが、業者を介した土地取引はごく一部で、相続や知り合い同士の直接の取引などが大多数を占めるのでしょうか」という質問です。カンボジアグループの皆さんを含めて、他の方々でも、こういった仲介や取引に関して国の制度等を知っている方がいればぜひ共有していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(クム・カエマリー) エージェント会社は、プノンペンにはあります。プノンペン以外だとエージェントがあるかどうか分かりませんが、国民としては、私のケースも知り合いのケースも、個人間で直接取引をしていました。こういった取引が多数かどうかは分かりませんが、少なくないことは事実です。私の家族はプノンペンに家を買っていて、そのときはやはり会社を通じて買いました。その会社は国から監督を受けているのかどうか分かりませんが、きちんとハードタイトルなどを取得することができました。その手続きについても、家族が聞いたところかなり詳しくを説明してくれたようです。やはり法律に関する知識をきちんと説明してくれるので、エージェント会社を通じて土地取引をした方が取引の安全性は高いですし、きちんとハードタイトルを通じて取引をすることができます。しかし、これはプノンペンの話なので、他のところでは同じように考えることはできないと思います。私の考えだと、多分プノンペンでも土地取引に問題があると思います。エージェント会社を通さず個人的で取引をするケースも絶対には言えません。ただ、田舎だとやはりエージェント会社のようなところを思い付かず、個人的にコミュニン長の前で取引を行うことですごく安心してしまうという点が確かにあります。答えになっているでしょうか。

(植松) ありがとうございました。井出様は音声とビデオが出しづらいということなので、ご回答はチャットの方でよろしくをお願いします。

他にご質問やご意見がある方はよろしくお願いします。

(松尾) チャットボックスに名古屋大学の中村良隆先生から補足が入っています。保有権はどうやって取得できるのかという質問に対する補足をしていただいています。中村先生、もしよろしければご説明いただければと思います。

(中村) 保有権については、民法上、私法上の概念というよりは、公法上の概念であり、社会主義法独特のものだと思います。私人間同士の利用権というよりは、国に対しての関係でその土地の占有が認められるという概念になっていると思います。そのことだけ追加の説明をしたくてコメントしました。

(松尾) ありがとうございます。非常に面白い制度だと改めて感じました。今の話で思い浮かぶのが、社会主義国における土地の権利です。ベトナムやラオス、中国では、土地は全人民所有なので私人は所有できませんが、国家から使用権の設定を受けることが可能です。その点では国家に対して認められる私人の権利ということができると思います。いったん設定された使用権は、個人が売買もできるし抵当権の設定もできるし相続もできるという権利ですが、最初は国家から認証してもらい取得するという手続きを取るものです。この使用権も重要な財産権で、取引の対象になるし抵当権の設定もできるものですが、そういうものと比較して、モンゴルの保有権は非常に興味深いと思いました。先ほど、抵当権を付けるときに土地課の許可が必要ということだったので、これは牧地に限定した話でしょうか、そのことも伺いたいと思いますけれども、そういう形でしっかり規制していることが理解でき、国によって土地の権利がいかにか多様かということを教えていただけるいい例だと思いました。非常に興味深い説明をいただきまして、ありがとうございます。

(植松) 他にご質問やコメント等がある方はぜひお願いします。私たち慶應義塾大学のグループからも発表させていただいたので、もしコメントや質問等がある方はしてくださいとうれしいです。お願いします。

(松尾) 質問等はどのタイミングでも自由に出していただくということで気楽に考えていただきたいのですが、考えていただいている間に、今日取り上げた四つのプレゼンに共通に関わるトピックで、いくつか取り上げたいと思っていたことがあります。

一つは、既に出ているのですが、それぞれの国で伝統的に形成されてきた慣習に基づくルールを国家がどのように取り入れようとしているのかということです。モンゴルの牧地利用のルールを国家が土地法に取り入れている例もあれば、カンボジアの登記制度のように、伝統的な制度を国家の法律に引き寄せて何とか統一的な登記制度にしようとしている例もあり、それぞれの国の事情によって異なるパターンが見られるのは非常に面白いと思いました。

これに関する問題として、日本の中にいると同じような例がないような、さまざまな慣習が各国にあると思います。例えば今日取り上げてもらった少数民族の慣習は、それをど

うやって国家の法律の中に取り入れるのかということが大きなテーマでした。こういう問題は日本の中ではそれほど目立ちません。それでも最近、アイヌを初めて少数民族と認めて、その文化の普及や、少数民族の問題を公式に認めてどうやって法律上対処するのかということ議論し始めましたが、他の国は、日本の法整備支援のパートナー国も含めて、もっと進んでいると思います。今日はベトナムのケースについて紹介がありましたが、そういった問題について一体どのような取り組みがされているのか、少数民族の慣習的なルールを国家の法律がどうやって取り上げようとしているのかということについて、今日いらっしゃる留学生の方や参加者も含めて、何かコメントがあればぜひ出していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(深沢) 今、松尾先生からご指摘があった、少数民族も含めたさまざまな人たちをどうやって新しい制度の中で尊重していくのかという点について情報共有をしたいと思います。いろいろな主体を巻き込みインクルーシブな法制度改革を行っている一つの事例として紹介したいと思います。ベトナム国家大学ホーチミン校経済・法科大学国際比較法研究所は、地方での司法アクセスの改善に向けた新しいプログラムを2021年9月7日に採択しました。それは、ホーチミン市近郊にあるカンゾ県というマングローブがある地区において森林管理や保護に参加する住民、森林から生計を立てている住民に対して法研修や法的扶助をするというプログラムです。EUが実施する「ベトナムにおけるEU正義および司法制度の権限強化プログラム」の一つとして、正義の自発的促進基金からお金をもらって12カ月間の計画で行うと聞いています。

この話を聞いたときに私が一番興味深いと思った点は、ベトナムでは、国立大学が中心となって法制度を整備する段階に来ているのだということです。EUはこのプログラムの実施のためにいろいろとコメントや意見を出すのだらうと思いますが、一応このプログラムの採択枠組みは、大学がEUのプログラムに応募し、採択されたということです。大学が中心となって実施するプログラムなのだらうと思いました。ベトナムの大学が、法制度に基づく森林保護という形式的ルールを実施するために、森林などから生計を立てている住民や森林保護に参加している人たちに対して市民教育をしていくというのは新しい展開で、これが今のベトナムにおいて必要かつ重要なのだということ認識しました。

法整備支援というと、これまでいろいろな国が実施していくというのが中心だったと思いますが、新しい段階に移行している気がしています。いろいろな人たちを巻き込んでいくためには、様々な主体がプログラムを策定して実施していくことも必要なのではないのでしょうか。慣習も含めた非形式的な制度を、新しい法制度、すなわち形式的ルールの枠組みに位置付けるためには、今までとは違った主体による活動も必要なのではないかと感じました。

(植松) ありがとうございます。他にご意見、コメント等がある方はぜひよろしくお願ひします。

(松尾) チャットボックスに先ほど小畑先生からコメントが入りました。小畑先生は別の会議が同時平行で進んでいるので退出されましたが、「今日のシンポジウムで留学生か

ら自国の制度について詳しい説明があり、これはすごく意義深いものではないか」というコメントです。私も全く同感です。なかなか知り得ない情報について、自国の知識・経験を踏まえて直接にお話をしていただけるというのは、本当に貴重な機会だと思います。この機会にぜひこの点は聞いてみたいということがあれば、ご質問ください。また、今日ご参加の方々には実際に現地に赴任している方や赴任していた方もいらっしゃるのので、そのお話も伺うことができると思います。どのタイミングでも遠慮なくご質問いただければと思います。

(傘谷) 名古屋大学の傘谷です。ご発表ありがとうございました。植松さんのタイの発表で、最後に仏教の話が出てきましたが、それが今回取り上げられた夫婦別姓の問題や家族財産制の問題を考えるとどう影響してくるのか、教えていただければと思いました。タイと日本を比較した場合に、日本の方が、江戸時代までの制度については儒教の影響を強く受けていて、そこに明治期において西洋の家父長制を接合させた結果、今の制度があるのだと考えると、日本とタイが仏教国だという比較にどういう意味があるのか。仏教を取り上げたことに、もし何か意図があるようでしたら教えてください。

(植松) 意図と言えるか分かりませんが、私が最後にタイと日本の仏教を今後の研究課題として挙げた理由としては、タイと日本の比較をしたいと考えていて、そこでまずは宗教や歴史、立法趣旨などをさかのぼって考えていくことにしたので、その共通点という部分から、今回はタイと日本を仏教国として取り上げました。儒教という観点は今まで研究の中で考えていなかったのので、タイも日本も夫婦財産制に仏教の教えの影響が出ていないということが分かったら、その上で儒教という部分でもう一度研究してみようと思います。

(傘谷) では、もう調べられているかもしれませんが、日本の北伝仏教とタイやカンボジアの南伝仏教とで、もしかしたら違うかもしれないので、そこに気を付けていただくといいのではないかと思います。また、日本はタイに比べて儒教の影響が強いのではないかと、というのが私の素人考えなのですが、タイもお隣のカンボジアも、政治的・経済的に力を持っているのは華僑の方々なのです。もしかしたら、その人たちは儒教ではないかと思わなくもないです。したがって、タイの中でも、農村に住んでいるような人たちと、立法者に近いような位置にいる人たちで、慣習や考え方が違うかもしれない、ということも考慮に入れながら研究すると面白いのではないかと、思います。

(植松) 傘谷先生、ありがとうございます。すごく参考になりました。先ほど北伝仏教と南伝仏教のお話をさせていただきましたが、北伝仏教と南伝仏教については私自身、少しだけ研究しています。タイは上座部仏教(南伝仏教)の国で、日本は大乗仏教(北伝仏教)の国ということで、私はこれを、救われる人、信仰対象、経典、教えの特徴という形で分類しました。その中で大きな特徴が表れていると考えているのが、救われる人と教えの特徴です。

まず、タイにおいて上座部仏教で救われる人は出家・修行した僧侶本人だけですが、日

本の大乗仏教では、出家・在家を問わず全ての人が救われるとされています。

また、教えの特徴としては、そもそも仏教が輪廻転生という生まれ変わりを前提としていて、その生まれ変わりから離れることを目的としているので、上座部仏教においては、出家して修行をして悟りを開くことで輪廻転生から離れ消滅することができることを涅槃（ねはん）といい、その涅槃の状態を信仰の目的としているのが教えの特徴です。

一方で、大乗仏教は、輪廻転生はあるのですが、悟りを開くと消滅するという考え方が特にありません。出家・在家を問わず大乗仏教を信仰することで全ての人が救われると説くので、教えの特徴として最大に出てくるのが自利自他という考え方になります。自利自他とは、「他人のためになることは自分のためにもなる」というものです。上座部仏教では、出家をするまでは救われないので、まずは他人を救うよりも自分が救われるために出家・修行する必要がありますが、大乗仏教の場合はそういったことが必要ないので、他人を救うことで自分も救われるのだと説いています。こういった部分を上座部仏教と大乗仏教の違いとして挙げています。

このような感じで仏教の違いについては少しずつ調べていますが、先ほど傘谷先生にご指摘いただいた地域ごとの違いや儒教という観点は今まで思い当たらなかったもので、これからの研究の参考にさせていただきます。ありがとうございます。

（松尾） 傘谷先生、ありがとうございました。七海さんもどうもありがとうございました。なかなかその研究というのはあまりアジアでは進んでいないと思いますが、今の話を伺っていて思い起こすのは、ヨーロッパでは、宗教が資本主義や法律制度にどのように影響を与えたのかということ、昔からよく研究されているテーマです。マックス・ヴェーバーの『プロテスタンティズムの倫理と資本主義の精神』をはじめとして、人々の心の持ちようが人々の行動やルール形成の根本的なところを特徴付けていく上で、どのように影響したのかということの研究している長い伝統があります。それについてはまだ議論が続いていて、先ほど七海さんの最後のスライドに出てきたダグラス・ノースの『制度原論』（原題は、Understanding the Process of Economic Change [経済変化のプロセスを理解する]）という本の中でも、ノースは宗教や信仰、信念が制度の形成にどのような影響を与えたのかということに強い関心を持っていて、その議論をフォローしています。恐らくこういうことについての研究は、アジアの国ではこれからなのかもしれません。経路依存を根本的に規定する心の持ちようというか信念が、それに基づく人々の行動や学習に影響し、制度変化のプロセスをも左右するとすれば、まさに今日のテーマに関わるのですが、アジア諸国でもこういう研究が今後蓄積されることが、法制度整備を進める上でも大事ではないかと思います。もしその点についても何かご指摘があれば、あるいは他の国の例などもあれば教えていただきたいと思います。須田さんから手が挙がっています。お願いしましょう。須田先生、お願いします。

（須田） 法務省法務総合研究所国際協力部の須田と申します。今日は非常に意義深い会に参加させていただき、ありがとうございます。私からはコメントと気付いた点を2点お話しさせていただきます。

1点目は、先ほど松尾先生からご指摘があった少数民族の関係です。私自身、2015年か

ら2018年まで3年弱、ラオスに法制度整備支援のプロジェクトの専門家として行っていた経験があり、ラオスも少数民族を多数抱える多民族国家です。現地にいる間、非常に痛感していたのは、少数民族が多くいる国に対して教育や法を浸透させていくことの難しさです。日本を含めていろいろなドナーが教育分野や法・司法の分野に支援・サポートをしていますが、やはり教育の分野でも言語の問題等があり、教科書をつくるにしても、教授方法をつくるにしても、それがなかなか少数民族のところまできちんと浸透していかないという問題点が指摘されるのを多々耳する機会がありました。普及・浸透という意味では法制度も一緒に、松尾先生にもご尽力いただき成立・施行に至った民法典において、まさにこのような問題を今後解決していかなければならないのだろうと実感しました。

そのような中、先ほど深沢さんから、いろいろなアクターを巻き込んだ法制度整備支援という話がありました。地方までの浸透を考えた場合、ローカルの団体やコミュニティの力を借りながら巻き込みつつ、法律の細かいところまではともかく、民法典というものがあり、どういうコンセプトで作られたものなのかという基本的なところが共有され、広がっていけばいいと感じました。

2点目は、植松さんの発表に関してですが、非常に興味深く拝聴しました。タイと日本の比較は非常に面白いと思いました。その中で、夫婦別姓の関係について言及されていて、タイでは夫婦別姓が行われていることを伺いました。一つ思ったのは、恐らくタイもラオスと似ていて、女系家族の構成が強いのではないかとことです。そういったことも、わが国よりも夫婦別姓に早く動いた、国際的な動向の流れにも早く乗りやすかった要因ではないかと感じました。

(松尾) 須田先生、ありがとうございます。2点指摘していただきましたが、法律の普及を考えたときに、地方にどうやって新しい法律の情報や知識を伝えるかというのは、日本で想像する以上に難しいということを深く理解する必要があると改めて思いました。やはり言語の問題がありますし、ニュースが伝わるのが実は非常に難しいということです。先ほどカンボジアのカエマリーさんも、仲介業者の話で、プノンペンではこうだけれども地方の状況は分からないという話をされましたが、やはり地方の状況というのは、われわれは本当に興味があるのですが、なかなかアクセスする機会がありません。私もラオスの法整備支援に20年ぐらい関わっている中で、地方に行ける機会は本当に少ないのですが、やはり北部や南部などに連れていってもらって、本当に首都とは大違いというところがあります。国内でも、慣習もしきたりも大きく違うということを実感することがあり、その問題も一つ大きなトピックだと感じました。家族制度の歴史的な背景の違いも、まさにこれからの研究の発展方向を示唆していただく指摘だと思いました。ありがとうございます。

山下先生の手が挙がっています。お願いします。

(山下) 慶應義塾大学グループの発表と、今のコメントにあった浸透が難しいという件に絡むのですが、そういうことでいつも私がイメージするのが日本の男女平等のことで、憲法で男女平等と定めたのは、当然、男女平等ではない実態があったからです。私が

大学に入る頃ですら、「女性は4年制大学に入ると、もらい手がなくなる」と言われていた時代です。同期の女性で、そのように言われても4年制大学に行った人はたくさんいます。それが四十数年前です。その後、二十数年たち、男女共同参画という標語が掲げられるわけですが、それでもまだ男女平等が進んでいないと言われています。このことだけを考えても、憲法や法律が社会的実体として染み込むのがいかに難しいかということが分かると思います。私は昔、その点を書いたものをネットに載せたことがあります。

ただ、日本は、法律上は男女平等が進んでいるのだと思います。社会実体が進んでいないのです。特に教育と結婚の分野では完全に平等になったのだと私は理解しています。昔は親が承諾しなければ結婚できず、駆け落ちするしかありませんでしたが、今は駆け落ちさせるような親が悪いという評価になっていると思います。ですから、そういう意味では進んでいます。ところが、大学を卒業した瞬間に社会実体が進んでいないことに気がきます。幹部に女性がいないのもそうです。大学教授や警察庁の幹部も同じだと思います。ですから、そこはかなり息の長い話で進めていかなければいけないのだと思っています。数年前、医学部で男女平等が全然なされていないというショッキングなニュースがあり、やはりそこでもまだ駄目だったかと感じた次第です。ですから、途上国を支援する際に浸透しないというときには、途上国のことを嘆くよりも、日本のことを振り返って肝に銘じ、息の長い支援をすることが必要なのだと思います。

(松尾) ありがとうございます。非常に心に染みるコメントで、やはり法律を作ってもそれを社会に普及させることが難しいことを実感します。事態を前進させるためには、具体的なケースを通じてしっかり理解することが大事なのだろうと思います。

カエマリーさんから質問があるようです。カエマリーさん、お願いします。

(クム・カエマリー) 夫婦同姓と夫婦別姓について伺いたいことがあります。ご存じのとおりカンボジアは日本の法整備支援を受けて民法を作りましたが、夫婦の姓については日本と異なり別姓制度を採っています。しかし、昔の慣行を見ると、カンボジアも男性中心主義国でした。例えばフランス植民地時代には、子どもの苗字は父親や祖父の苗字にすることができましたが、母親の苗字にすることはできませんでしたし、1920年民法では男性はたくさんの妻がいてもいいという制度を採っていて、すごく男性中心主義な国でした。しかし、民法を制定する時点で夫婦別姓を採用したことは、本当に高いハードルを乗り越えることができたと思っています。日本を考えると、男性中心主義ということは同じですが、なぜ日本は今になってもこれを乗り越えることができないのでしょうか。家族の在り方に関してカンボジアと日本は多少違いがあると思いますが、なぜ日本は乗り越えられないのかというのが本当に疑問に思っているのです。専門家や日本人の方に伺いたいと思います。

(松尾) ちょうど今の質問に対して矢尾板さんからチャットボックスにコメントが来ているので、矢尾板さん、お願いできますか。

(矢尾板) 法務省法務総合研究所国際協力部の矢尾板と申します。先に私がチャットに

書いたことをお話ししたいと思います。

皆さんの発表を本当に興味深く聞かせていただきました。本当にありがとうございました。とりわけ私が気になった点は、植松さんの発表の中で出てきた夫婦別姓の話です。先ほど最高裁の判決などの紹介もありました。選択的夫婦別姓を求める声が上がっており、他方で、それに対する反対の意見もまだ根強く、まさにこれは国民の大きな関心事になっていると思います。この先どうなるか分かりませんが、近い将来、選択的夫婦別姓になっていく可能性もあるかと思っています。男女平等も最近いろいろな場面で非常によく言われています。他方で、今日の植松さんの発表にあった、それに対して夫婦財産が果たしてどうなるのかという観点では、私が不勉強で承知していないだけかもしれませんが、あまり明示的に議論されていなかったのではないかと思っています。ただ、夫婦の在り方や男女の在り方の議論が進むことにより、今後、財産という点についても明示的に議論されていくのだろうと感じました。

カエマリーさんの疑問に対するコメントというと少し難しいのですが、反対派・賛成派の意見はそれぞれあるとは思いますが、ただ、お互いに価値観の違いのようところで終わってしまい、文化的な背景などもあり、建設的な議論が難しい部分があるのだろうと思っています。ではどうしていくべきかというところは、なかなか深まっていないのだろうと個人的には感じています。

(松尾) 矢尾板さん、ありがとうございました。なぜ乗り越えられないのかというカエマリーさんの疑問を、われわれはしっかりと受け止めないといけないと思います。今日の参加者全員が、この問題を正面から捉え、関心を深めることが大事だと思います。

(植松) 確かに最近になって選択的夫婦別姓制度などについてはニュースでもよく聞きますが、それに対して財産の話はあまり聞きませんし、私自身、法学部に入らなければ知らなかったと思うので、社会的に注目が集まっていないという現状をまずは変えていく取り組みを少しずつしていく必要があるのだろうと思いました。ありがとうございます。

長尾様、よろしくお願いします。

(長尾) こんにちは。外務省国際協力局に所属している長尾と申します。以前はJICA 専門家としてネパールに2年ほど赴任していました。今日はいろいろと面白いお話をありがとうございました。

私も植松さんの発表に僭越ながらコメントさせていただきます。今日は、特に日本の制度について、明治維新後の法典編纂以降の話を説明していただき大変勉強になりました。私がつ、もっと知りたいと思ったのは、法典編纂が始まる前に既に日本には夫婦間の財産に関する非形式的なルールがあったでしょうし、もちろん夫婦の名前についても非形式的なルールがあったと思います。しかし、法典編纂に当たっては、日本の近代化を急激に図るという要請があったと思うので、元々あった非形式的なルールがどれほど最終的な法典に反映されたのかということです。おおむねそれまでのルールどおりだったのか、あるいは、先ほどのクムさんの話にあったように高いハードルを越えて新しい法典が編纂されたのか知ることができたら面白いと思いました。

というのも、私もネパールで民法典の制定に関わっていたときに、やはりネパールの既存の伝統・宗教的なルールを生かしながら、どうやって近代的な民法を作るかということをもいつも考えながら仕事をしていたので、日本の民法編纂時にはそれをどのように日本人は対処したのか非常に興味を持っているところです。論文ができた後に、また見せていただけたらうれしいです。

(植松) 非形式的ルールについてはこの研究では調べ切れませんでした。確かに法律という形式的なルールよりも、むしろ非形式ルールの方が人々に心理的・社会的に浸透していることが多いと感じるので、制度が作られる過程でどういう非形式的ルールがあったのか、その影響が今も残っているのかということについてこれから研究していきたいと思えます。ありがとうございます。

(松尾) 今、長尾さんに指摘していただいた点は、本当に私も常々思っていることです。法学を勉強してきて一番実感するのは、日本の場合は明治期の前後で法律および法学自体に大きな断絶があるということです。日本の法律のことを語るのに、日本の古代や中世の話が完全に法制史だけにとどまっていた、法制史自体の研究は非常に発達しているのですが、実定法の話をするときはもう明治期以降で、ヨーロッパの法制度を導入して定着させたという話を中心になってしまっていて、本当にそうなのだろうかということについては研究が十分に進んでいません。明治期前後の制度変化が、過去が現在につながっているのだという連続性の意識の下でしっかり研究され、教育に反映されているかということ、大きな問題があります。具体的に言うと、今日の報告にあった夫婦財産制や別姓について、明治期の法典編纂以前はどうだったのかと聞かれたときに、すぐ答えられるような知識をわれわれは持っているかということ、必ずしもそうではありません。そういう知識をもっと一般化・常識化し、「このようにつながってきて、ここがこう変わって今になっているのだ」ということをわれわれは普通に知っていてもいいはずなのに、なぜ知らないのだろうかということを常々思います。今日は留学生にも素晴らしい発表をしていただきましたが、それぞれの国で伝統的なルールと今のルールとの連続性がどのように研究され教えられているのか、次の機会があれば伺いたいと思います。

今日は残念ながら時間が来てしまいました。法整備支援のシンポジウムは来年も続くので、また1年後に議論の続きができればと思います。

今日は留学生や日本人の方から素晴らしい報告を頂きました。短い時間で報告していただいたので、だいぶ端折ってしまった部分もあると思います。そこは申し訳なく思いますが、ぜひ研究を続けていただき、次の機会に発展させていければと思います。

今日は本当に多くの方々に参加していただき、ありがとうございました。コメントや質問もたくさん出していただき、感謝申し上げます。

(植松) 松尾先生、ありがとうございます。それでは、これで全体討論を終了します。皆さま、活発な議論へのご協力をありがとうございました。

最後に、閉会の挨拶を法務省法務総合研究所国際協力部副部長の須田大様にお願いします。

閉会の挨拶

須田 大（法務省法務総合研究所国際協力部副部長）

本日は、慶應義塾大学、名古屋大学、法務省の連携企画で開催している法整備支援シンポジウムにご参加いただき、ありがとうございました。若い世代の皆さんが法整備支援という分野に興味を持ってくださり、この週末の午後という貴重な時間帯に、また新型コロナウイルスのまん延によって大いに制約がある中で、こうして多数参加して下さったことに対し、本シンポジウムの共催機関として感謝を申し上げますとともに、将来に対して大いに期待を抱いた次第です。

今回のシンポジウムでは、「制度変化の連続性」をテーマに、歴史、文化、慣習といったさまざまな観点から、法制度整備支援と支援対象国の制度の結び付きを意識した研究報告や議論が行われたと思います。冒頭には松尾先生から、非形式的ルールを含む制度全体の変化を生じさせる手段としての法改革、制度変化の連続性や制度変化の真の姿を知ることの重要性のご説明がありました。私自身、ラオスに約3年ほど駐在し長期専門家として活動した経験がありますし、その間、松尾先生にご指導いただき大変お世話になりましたが、本日扱われたテーマは、長期専門家として活動していた際にまさに自身で感じていたことでした。私は主に刑事事件手続の実務の改善や、法律実務家の育成システムや内容の改善を担当していましたが、法や制度の運用の在り方、また法解釈の考え方に变化をもたらすには非常に時間がかかることを痛感しました。例えるなら、法制度の変化は、鋼のごとく非常に硬く、形を変えるためにじっくりと長い時間、力をかけ続けていく必要があるというイメージでした。

本日のシンポジウムでは、「タイと日本の夫婦財産制の違いとその背景」をテーマに、法の継受や制度変更の過程において歴史・慣習が影響してきたこと、「カンボジアにおける土地登記制度について」をテーマに、形式的制度たる登記制度の定着の難しさ、「モンゴルにおける牧地に関する法制度について」をテーマに、生活様式や歴史に根差した牧地の利用を法制化することの難しさ、最後に「多民族国家ベトナムの法と慣習」をテーマに民族法制定の困難性が発表され、これらを基に議論が行われましたが、松尾先生が冒頭で指摘した制度変化の連続性、制度変化の真の姿を知ることの重要性について、若い方々がそれぞれの題材を基に分析的に検討し発表を行い、私自身、大変勉強になりました。素晴らしい発表をされた皆さんに対し敬意を表します。そして、このシンポジウムは、法整備支援の分野に興味を持ち始めた人たちから、この分野で実際に活動している人たちまで、多くの方々の関心を引き付ける内容でした。各自の考えを深めるきっかけになるものとして大変意義のあるシンポジウムだったと思います。

当部は、法務省が行う国際協力の専門部署として2001年に設立され、今年で20周年を迎えました。設立後、JICAや外務省、慶應義塾大学、名古屋大学といった関係機関と協力して法整備支援を行ってきていますが、今回のシンポジウムとの連携企画として「法整備支援へのいざない」というイベントを行っています。ここで、そのイベントの案内を簡単にさせていただければと思います。

「法整備支援へのいざない」は、次世代の法整備支援や国際協力の担い手となる学生、

若手研究者、法律実務家などを対象として、法整備支援や法分野での国際協力における最新の知見を紹介し、関わり方について考える機会を提供するイベントです。今年は11月6日、土曜日の午後1時から5時まで、Zoomによるオンラインで開催します。プログラムとしては、インドネシアのプロジェクトやベトナムのプロジェクトでJICAの長期専門家として活躍している検察官出身の横幕さんの講演に始まり、二つのパネルディスカッションを準備しています。一つは、大学、JICA、弁護士、現役の長期専門家といった法整備支援のアクターをパネリストに迎え、法整備支援への携わり方を議論するディスカッションです。もう一つは、ラオスでの法整備支援活動を例に取り、松尾先生、長期専門家経験者、通訳としてプロジェクトに長く関わったラオス人の弁護士をパネリストに迎え、法整備支援を掘り下げて議論するディスカッションです。国際協力に興味のある方、法整備支援について知りたい方など、本日のシンポジウムに参加して下さった方にはぜひ参加していただきたいと思います。法務省のホームページにも情報が公開されているので、関心がありそうな周りの方にもお声掛けいただけると幸いです。

最後に、本シンポジウムの開催に当たり、準備や運営に尽力された事務局の皆さまをはじめとする関係者の皆さまに厚く御礼を申し上げ、私の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(植松) 須田様、ありがとうございました。11月6日に開催される「法整備支援へのいざない」にも皆さまぜひご参加ください。

それでは、これをもちまして「法整備支援シンポジウム—制度変化の連続性を知る—」を閉会します。皆さま、本日はお忙しい中ご参加いただきありがとうございました。

公益財団法人国際民商事法センター
〒107-0052 東京都港区赤坂 1-3-5 赤坂アビタシオンビル
TEL : (03)3505-0525 FAX : (03)3505-0833
E-mail : icclc-sa@js5.so-net.ne.jp
担当 : 青木